

●何れも毎月三日六齋日、天下に漁獵殺生禁制の御觸れあり、海邊の漁を以て活を爲す者には戸を數て米を給ふとあり。然れば仁を施し、慈悲のはこびは神儒佛共に同事也。又汝が云如く、亡者存生の時のすき好を供へる事が如在の禮なれば、若し不實を好むだ者の靈前では不實をするや。世間錯て追善と云て、亡者生前に角力が好きてあつた故、角力を追善にして法事もせず却て大喧嘩杯して居る事が有ものだが如在之禮乎。是に附て面白き話がある、さる所に若き女が俄に夫に死離れて力を落し、四十九日が間、七つ過に成ると手向をけを提て墓參りす、至て神妙也。そこで寺の法子が何乎想像つたか傍に身を隠して秘かに見て居る處が、彼の女口の内にてくどいて居たが、そろく帯をといて陰處を露して石塔にすり附て良久き事故、さて法師もあつたら道具に疵してはたまらぬとても思ふたやら、こらへ兼て是れく女中何をしやるかと聲を掛たれば、彼の女、是はく御僧様にはそれに御出とも不知、無禮を仕ましたが、何を隠しませう我が夫は食よりも是が大好物であつた故、此間中毎日時も不移供へましたが、今日は忌中開きの事故、少し手間が入りましたと云たれば、又法師がそれはきつい神妙な事じやが、なんと何も相談じやが、其道具いつそ其儘寺へ上ては呉まいかとやら云たそふなが、これも汝が思彼の如在の禮の中歟、嗚乎大馬鹿なるかな、汝小兒の如き者は手近に云べし、如在の禮と云は凡身を恭ふ事には非ず、先此間迄は沙婆の塵勞中に在て取捨憎愛の

爲に轉ぜられて、私に好きこのみした事も今日はさつぽり打棄、いはゆる雲晴てあとに光ると思ふなよ、元より空に有り明の月と云やうな清淨な法身を得、或は生天し或は神佛の本位になをりし其真を在すが如く迎て禮を盡すを云也。全く死肉を備へ、又生前に私恣勝手手の凡情を作事を云に非ず、死は苦の至極也、若推て殺生を好む者は二種の果報を得る、一つには短命、二つには多病とある。此罪は自ら佛性に背く、此人間世界天地生育の理に違ふ。人の人たる道に背く。物の命を取て己が病を治すると云も天理に叶はぬ事、大亂の後は必ず饑饉有り云を以て可知。一國の主が殺生の餘業あれば、一國五穀は勿論花果迄も味薄く、平人が殺生餘業あれば種植實のり少く、家宅を造立するも心に不叶、仕官を求るも昇進を不得、商人も不得利、貴賤の別はあれども其趣は同じ事じや。昔日神農百草を嘗て以て藥性を分別して、一日に七十毒にあたり、遂に千歳仁術の鼻祖たり。然るに後世の醫家術家増し廣めて鳥獸虫魚、甚しては人骨、人血、人肉、人精、人胞、人膽、天靈、盍木乃伊を用るに至る。倫を亡し徳を敗る事、是に過たるはなし。仁術之實其れ何くにか在。思はざりき炎帝人を救ふの眞弊流して此の極に至んとは。凡そ草根木實不測の靈用を具へて宇内に徧満す、可謂千足萬足之を用て病を療するに治せざる者なし、若し此にして差へんば則ち是れ天然なり、何の悲事か之れ有ん。縦へ蟲魚人肉を以て疾を療すとも、世間何ぞ千歳の人有人や、既に書を目して本草と云、其意但草根木實

に在る事明けし。孔子初て俑を作る者を悲む、慈心の細物に及べる、實に尙ふべし、故に子孫長久して先祖の後を榮昌せんと思ふ人は別て可慎事也。世間至て愚なる者は獵を作ねば獸が人を害し、魚を成ねば魚が海中に滿て船の渡海も止やうにも思ふけれども、天地生々の道はそんな目の計算で知る事ではない。古語に東菜粗を加て海魚不出、合浦珠を含て璣蚌遠く移るとある。近頃の軍は炮術多き故人損じ多しと云た人も有たが、義者も仁者も一時の烟と成は可惜。昔大王あり、夷敵を征罰せんと將軍へ命ぜらる、此將軍は本より殺生嫌いにて、目に見ざる水中のむしさへ殺事を禁じ、常に布の袋を以て水をこして用へけり。此度の道中も諸人袋を一つ宛弓の端に付て行き、水をこして吞べしと命令の出たる旨を大王きこしめされ、水中の小虫さへ殺事を禁ず、争か大敵を亡すべけんやと問玉ふに將軍曰、むしは吾國に害を不成、是を殺を殺生と云、今夷は吾國を害し萬民一日も安からず、争か是を亡さざらんやと答へ、大軍をそろへて押よせけるに其勢太山の上するが如くす。其勇氣の強き事夜又鬼神の如く、鯨波を上てせめか、りければ、夷者共は此の智仁勇の備たる勢を見て恐れふるい、我等がてきする大將軍に非ずと云て、我もくくと急に降參して、將軍弓を不引、箭一本不放、勝軍をとりて歸たと云。昔より三國共に此慈悲なき大將の軍は終に勝利なし。若勝利有ともをさまる事なし。不収ば軍功にあらず、如是死を憐む心あらば肉を食に忍ざらんや。儒書にも四海皆兄弟と有るではな

いか。然れども若し國家に害有者を殺すは、其罪無のみ成らず、却て功德を成ずと有佛意明々たり。蠅曰、年回を弔ふと云ふは實に儒法でする事じやが、物をもらはん爲には儒法を盗んで我物とする。實に慾に目のないと云は僧どもの事でごさる。

追曰、僧に似たる者も多人數の中には慾に目のない者も有ふが是等を僧と思か、汝が眼鏡ちがいと云ふ者じや。可憐、僧の一字の義だも不知、不明と可謂。併し乍、表を神道者に見せかけ、偽て慾に目の有よりもましではないか、前にも度々辨じ置たが、大神宮の御指揮によらせられ、朝廷より僧家へ年回、弔らい等の事仰せ附させられたる其の勅掟に隨い、王法を行ふを盗んでとは何の事ぞ。若し儒法を盗と云はゞ儒家に於てこれを缺くべきに、儒家に於ける者は舊に依て儒家に在りて行來る、何ぞ盜と云や。是育人の犬を蹈の論也。又儒法にもせよ正法なれば佛神の意に稱ふ故、王法に取行ふに何の妨か有ん。一體年回等の事は生より死に至迄孝道を表するの義式也。然れば神儒佛共に是を善源とす、汝は儒に耳此法有事を知て、神佛が此法の本たる事を不知。今爲に可云、佛の曰く、孝順は至道の法也、孝を名て戒と爲すと有。元來神佛の理體を云はゞ聖も測るべからず、是を神と云、凡慮の及ばざる之を佛と云。然れば汝如き人の伺處に非ず。破邪顯正の力有は神佛に孝道ある事を知て、始て神佛を親く拜禮すべし。

指疵部 策壁

壁曰、儒に孔子を祭る事あれども、其道の先師を尊ぶ迄なり。佛法は異端故、神皇よりも天竺の本尊をたつとび、佛菩薩を始皆外國の本尊を持渡り、神國の人に拜させ、神國に生れながら外國の眞似をし、頭を刺り天竺の衣服を著するは正道にあらず。

指疵云、皇國より見る時は支那も外國なるべきに、今天竺斗りを云は只佛を早めん爲にあらずや、誠に僻心と謂つべし。又儒家に孔子を祭るが、其の先師を尊ぶ迄なれば、佛法に佛を祭るも其の禮に非ずして何ぞや、佛道に入らざる者、誰か佛を尊ぶや。神國の人に拜させると云が、是も儒を學ぶ人の孔子を拜すると何れが異なるや。又外國の道と云へばとて、正道なれば取り行ふに憚べきに非ず。故に支那秦の始皇帝の立て始たる帝號并に冠將東に至まで、神國に御用いあらせらるゝが如し。外國の事を嫌ふなれば、是等一切打捨、儒も止佛も排し、醫道も不用なるや。佛家より出た事と云て嫌ふならば、在家で常に使ふ詞でも俄に止ねばならぬこと澤山ある。其一二を云はゞ、道具、道服、玄關、普請、奉行、檀那、精進の類なり。其外上元の燒燈、中元の盆、八二月彼岸、宿曜星の説、正五九の祈念、慈悲忠孝等の事、又いろは四十七字、實語教、童子教の類の如し。然れば内外に拘はらず善を取り惡を捨て、用足らば賢明ならずや、三年父の道を不改と云とも惡事ならば捨

るに何の妨かあらん。

壁云、御靈屋美麗此上無し。父母先祖の儀は下々にも大切に致す事故、天下の富なれば尤もなり。且つ佛法には右様な事を孝道とすと、中略佛法は子々孫々血脈絶るとも頓着せざる様の邪教故、跡をかまはず堂塔美麗を尊。

指疵云、是れ全く水府公の言に非ず、決して下士の妄加ならん。如何んとなれば公何ぞ東照君の十五箇條を知らざるべけんや。又佛法を謗するの心有ば何ぞ佛經祖祿に眼を洒さ洒らんや、且つ佛法は子々孫々血脈絶るとも頓着せず、跡をかまはぬ等の語は無證の甚きなり。若し然らば佛四部の弟子の内二衆に何ぞ妻帯を許し玉ふや。又古來の佛祖何か衣食住を儉かにせざる。孝道の事追蠅の部に云へり。

明 壁

壁曰、僧侶は戦争の事は我が持前にあらず。我等は怨敵退散の御祈禱の職也とて無益の祈禱に物を費し、危きに近寄らず、勝利ある時は祈禱のしるしあるやうに云へなし、又勝利なき時は武士の怠りに云なして自分のがるゝ事のみなり。かゝるものゝいふ事を信ずる時は國家危かるべし。もとより僧侶は天下の大體を不知、我が朝に生れ出て異端を行い人にもすゝめ、自分當座の勝手

のみ人を欺く故、闇君俗吏は是を信じて、儉約せざる下々の爲のやういつも／＼思ひあやまりて格別にふまへなき者は闇に引入らるゝ者也。

指疵云、祈禱祈念を無益とせば喰ても飽腹せずと云が如し。誠に三世因果の道理にも暗き私言也。識者取るべからず、闇君の名は得るとも佛法を信じ、國家を保ば不信にして明君の名を得て國を失ふよりもましではないか。天下の大體僧不知、佛法の大體君不知、斯れば兩と半斤となり。無益は佛法に非ず不信有るのみ。若し佛を異端とせば明君と稱し難し、俗に寸善尺魔と云が如く、何に事によらず興に乗じて魔事到來するものなり、譬ば大火の時火を啣む鳥來が如し。殊に戦争杯の時は人氣強立の時故、或は善神形を現じて正を守護し、惡神形隠して邪に隨喜す。斯の善を祈念し惡を降伏するは儒家の役、敵に對するは武士の役なり、蓋し武は義を以て元と爲す。往古武士を以て物偃と言は、大神物のふを執て夷賊を撃、是を以て姓と爲す。

壁云、佛法の異端邪道を退け、常々異國船來りたるとも手筈無き用心第一たるべし。

指疵云、異端は揚墨苟告其人なり。曾て佛に非ず、凡儒恣にして佛神に及、即ち聖を破り政を破る、厥阜叛逆よりも甚しとあるぞ。先前より異國船來る事度々ありし時、これを征伐するに佛法が邪魔になつたる事有や、無んば何ぞ嫌ふや。昔しより異國攻來るに必ず神佛の加護力にあらずんば

伐する事不能、故に⑧八幡大神は行教に戒法を受けさせられ、又三韓征伐に功ある住吉明神も殊禪に佛戒を受けられしこと分明なり。然れば異國攻來る時手筈なき第一の用心は、神佛に歸して兩殊神風の如き靈瑞を乞はずんば凡力の及處に非ず。祈念祈禱に驗無しと云はゞ智人に非ず痴人也。都て軍も眞實に非れば勝利なしと云事じや。故に智仁勇の中一つ缺ても一方の大將には不足也。其智と云は戰場で云はゞ人を不殺敵を殺すべし、若し降參の心を以て實を通せば、昨日の敵今日の味方なり。然れども心中に敵氣を含み、表に降參の色を露し來り、亦内意味方の者が外に敵情を露して試るも有ん。是らを推量て見破する等也。仁と云は廣く人を恵み、己れに勝る人を親の如く恭い、我に不及者も亦子の如に憐み引立べし。若人仁無は鬼畜に同じ。なさけ深く慧み厚事也。勇とは身命を芥塵の如く白刃下に捨て來て、目前の死を見事生の如く、己を捨て進む時は其機鋒に當り難き也、蓋し智仁勇の列字心有乎、智を以て先を謀り、仁を以て味方を伏させ、勇以て進むの趣意成ん、唯一騎無ざんに不進意を含で後に書乎、一騎むざんとは眞實の備へなきを云。敏達天皇十年春二月蝦夷數千發て大に邊境に寇す。天皇群臣を召て征討の事を議す。時に皇太子側に侍て耳を竦たて、群臣の論を聞く、天皇問、太子汝が意又如何。太子奏して曰、小兒何ぞ國の大事を議するに足ん。然し今群臣の議る所は皆衆生を滅る事也。人を殺す軍は治て後久く持たず、兒が意は以爲く先魁師を

召して重く教諭を加て其の歸理を與へ加るに重祿を賜て其の貪性を奪て太平に復らしめ、夫れ邊夷の叛くや三つあつて然か也。王者正政を緩して夷賊慢高、王者法政を過て夷即結迫し、王者仁政を失て夷民困窮す。此三つ萬非を生中に見と似と有り。見者は善に非ず、似者は善に似て是の間に蠱細あり、政家慮る所まさに其の本を可治、天皇大に悦ぶ太子也。且つ中天竺國に銷融國有、此くには小國なれども劫初より他國の侵擾なし。何故なれば此國の人は往古より受來て妄語せず、若妄語する者有ば擯出する、此徳に因て若し他國より攻來るとき眞實の語を説て咒願すれば、其敵の兵具悉く銷融して火の膏を消する如くと有。見よ眞實の徳如是。本朝は神國故尙眞を以徳を顯すべき也。心直なるを神と云へり。

壁云、出家の僞言を誠と信ずる事なけれ。出家も悟を開きたるものは、自ら僞言とはしれども、本より人を欺く職業なれば欺くも事わりなり。

指疵曰、是れ盲人壁を摸して患るの論なく、盲者の不見は客の過に非ず一一笑して可休。如何となれば出家を除て外の人の僞言は誠と信すべきや、又人を欺く者を眞の出家と思や。

壁曰、有徳公常に諸神の託宣をかけられて警愛し玉ふ。其の一箇條に、それ天地を尊び神明をうやまひ、祖父を祭り宗廟を絶やさずして天のしわざをなし、佛法を退て神祇を再拜し奉れます。

人よ此事ををろそかに思ふものは萬に違ふべし。

指疵曰、是決して有徳公の御警愛の託宣に非ず。如何となれば三社の託に背して東照宮の意にも叶はず、然れば邪神の託なり。公何ぞ先祖に異を邪神を信じ玉ふべき筈なし。又佛法は萬の外成るや佛を除かば何を呼で天のしはざと云や。此の託前後符合せず可疑。宮中南殿の御修法も知らざる下郎の全く妄加也。故に何に神の託宣ともなし。

壁曰、佛法僧侶を用ひ玉ふ杯は、格別佛法を實の道と思ひ誤たる將軍は相摸入道清盛のみを初として名將の沙汰有之は聞も不及事に侍るなり。

指疵曰、此文脱簡あるか、如何となれば相摸入道清盛を初として、名將の沙汰有之は聞も不及と云はゞ、清盛も佛を背したと云事か、若然ば勝明寺殿清盛淨海大居士と云法號有て、佛法に歸依して現に洛西八條御所の内村に菩提寺今猶存在せり。則念じ佛阿彌陀如來、鎮守を若一王子と云、二體共に土中より出現なり。又本文に佛を實の道と思て誤たる將軍はと云處は佛に歸依と云に聞へたり、前後符合せざる故へ、清盛の下のを初としてと云五字をのみ外にと云四字に取替たならば、讀下るはへし。是も水府公の自作と不見、必ず無眼の添入たる事明し、公何ぞ斯様に文盲なる筈なし。しかれば名將の佛に御歸依舉て籌ふべからずと雖も、其大略を指示せん。先ず皇國ばかりでも地下は且

く置て、恐れ多くも天位をすべり玉いて、眞の御剃髮二十三帝同御入道し玉ふ事御十四帝、王子にして御出家凡そ一百八十位、無限靈ならば非を知て五體投地すべし。◎

壁曰、佛法は異端といふ事さへ辨へず、神佛と一口に唱へ神も佛も同じ様に思ふ者は、とても論ずるにたられ共略^中 日本の道を尊みて夢々異端の僞言を信ずべからず。

指疵云、信僞言の事前に辨じ了れり。神佛同様に思者は論に不足となれば、神佛別體と見る者は論に餘れる乎。過たるはなを及ばざるが如しと云ぞ。幸に無缺無餘の證據有事略に出すべし。◎昔し吳主孫權尙書令闕澤に問て曰、仲尼老子佛と對する事を得んや。かん澤が云、若し孔老の二家を將て佛法に比校するに遠して遠し。然る所以んの者は孔老教を設る、天に法て用を制し敢て天に違ず、佛の教を設、諸天奉行して敢て佛に違はずと。此を以て之を言ば我神と並べ唱て何の妨げあらん。

壁云、東照宮にては戰國に生れ玉ふ處、戰國には武士は弓馬にのみ心を用ひ、學問有之者少なければ、僧侶にても學僧にて、知謀有之者、又於其道は惡と思はしき者にて、勇猛にて御味方も相成候益有之ば、一時の御良策にて御懇に被遊たるもあれば、僧侶の方にては實に佛道御信心の様に申せども、畢竟御信心に無之證には、御庶子姫君方の中に僧にし玉ふ御かたは、一人として無之ても可奉承知し事也。

指疵曰、是も皮下に血有て國を治る人の言に非ず、決して無限の妄添ならん。元來二百六十餘年前の家康公の佛法歸不歸を今論じて無用なれども、無限利を非に曲て後人を誑惑せんと思邪心を濟度すべし。靈あらば聽聞致されよ。公は慈悲心篤くして實に一國の將軍たるに不恥人也。故に神託勅書等の正説に依て後世を考へ、佛戒に順じて政道を立、津々浦々田父野人に至る迄、寺院の印證を除かば今日の住居ならざる様にし、邪宗門に惑はされぬ羊の御法也。皇國の人別に一人も、れざる様に四海の人を大事に掛け、又靈山の附屬を忘れ玉はず、僧侶の佛制に違ふ有れば直に利斷を加へ其罪に行い、實に僧侶共に恩澤を蒙り、聖德皇太子以來の賢君なり。平常下々へ教訓の御言にも慈悲と云佛語を使ひ玉ふ。是らを以ても信乎不信乎照察すべし。又御庶子を出家させ給はぬは佛法不歸依の證には成らぬ。如何となれば佛在世の時、佛を信ずる百萬の衆會皆出家斗りには非ず、御庶子出家せられぬは因縁未熟なれば也。唐の智覺禪師の出家の事を以て可考。◎此無限、東照宮の信を己れが不信と一致と爲ん事を要して、類に肝を煎り辭を飾る事、若此譬で云はゞ、或人路にて遺契を拾ふ、竊かに是を數ふるときんば千金也。爰で思へらく逸樂して以て一生を送るに足れりと喜で且つ是を秘す。厥の後放蕩して生業を不務、日に漸く衰廢に就て旦夕の儲も亦有事無に至る。茲で遺契を携て始て米を買んとして普國中を環るに敢て賣る者なし。諸色も同じ。今東照公の信と無限の

不信とは此遺契と眞金との如し。東照公の佛道信心は眞金なる故、何年過ても人皆肯て通用する也。無限の不信は二百六十年以前の偽りを移た證契なれば反古も同様故、何國へ持ち廻りても更に相手にする者無し。

璧云、東照宮にては慈悲々々との玉ふは、通俗にさとしやすき爲に佛語を用ひ玉ふと雖も、その御言葉を味をうに慈悲則仁徳也。御言行共に仁を本とし玉ふ故、天下の人民歸服して従へり。

指疵曰、以上の判釋似は似たれども、少しかゆい處に手が行ぬ、水ミヅなれば予思に東照宮慈悲の佛語を用ひ玉ふは大に深志有事なり。云はゞ慈悲と仁慧と其の體は同じと雖も徳用に優劣あり。譬ば火の體は一也と雖も、薪の多少に依て光に明昧有が如し。玆を以て深意を知べきなり。

璧云、東照宮濱松の御城に御座の時、或夜本多佐渡守其外々様の衆三人御用の儀にて御前へ召出されけるに、其の時一人御前にて鼻紙袋を明て一通の書付けを取り出し、封を切て御前に差上る、御覽被成夫は何ぞと仰ければ、某し内々存寄候儀共書付置申候。乍憚御心入にも可罷成かと上覽に入奉ると申し上る。さて夫は奇特なる心入と大に御感なされ、佐渡守は苦しからず、夫にて讀で聞せよと仰らるゝに付、畏候とて數箇條讀終る。尤の事と御あいさつ遊され、是に限らず此以後迎も存寄の儀もあらば無遠慮に申聞かせよと上意あれば、御聞届被遊近頃忝と申て、御前を退出

す。佐渡守は御用にて残り居られけるに仰られけるは、唯今の者讀聞せたる儀は如何が思ふぞと御尋に付、佐渡守は御請に一箇條も御前の御用に立申可と存候事は無之様に奉存候と申上ければ御手を振らせられ、いやとよ是あの者分別一ぱいを書付たる物なれば如在もなし。尤我等心入成事はなけれ共、思寄て内々書付を調へ懷中して時節を見合せ、我等に見せんと思ふ志は何にもたとへ難し。其事が用に立てば用ひ、立ねば用ひずまでにてこそあれ、總じて我と我身の惡は知れぬ物なり。余思に書呈が佐渡守で、退出の後残るは近習との問答ならん。

評云、是無疵の眞璧也。十五城に替るに足れりとす。然れども此時佐渡守奉られし件の書は、拙僧先年攝の兵庫山中氏の所持せる本佐録と題せるを把て耕目するに、數箇條の中過半佛法を破するを旨とす。中に云く、天竺は人氣惡敷故、釋迦が方便の爲に地獄極樂と云事を設けたるを實有事と思て日本の人が信仰するは馬鹿な事也と。嗚呼拙ひ哉、本多の言ふ事や。佛六道を説き玉ふ、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上也。其中人天、鬼畜は耳に聞、眼に見ゆれば實とす。地修の二道のみ何ぞ虚とするや。古書曰、地獄は佛の説也、唯佛説のみに非ず、吾が神祇之を知て説て以底根と謂。孔子之を知て黄泉を示す。又天府宣府其記多端なり。輪廻は佛説のみならず、此に死し彼に生れ彼にこ没し此に産、舊跡勝て不可計。又地獄極樂が無しと云はゞ過去未來は且く置て現在の今日を味す道理

に非や。誰の身の上にか苦樂無らんや。何國にか種を落さずして果を得るや。又過現未の三世無と云はゞ、今日ばかり有て昨日明日無と云が、去年來歲なくして只今年ばかりと云か、是れ何と云事ぞや。昔し或俗漢あり、さる禪師に問て云、佛説に地獄と云處に大なる釜で常に罪人を煮る。此のたま何者の作成や。禪師云、汝二十四孝を見や。曰、見と。師曰、郭巨と云人黄金の釜を得たる事を知や。曰、知れり。師曰、已にあのかまと同作也と。此人黙頭して去。是も元來孝と云因を落たればこそ金果を得り、雪中に竹子も不思議に非ず。積善は餘慶の因なり、餘殃は積不善の果也。此事三道の諸書に昭々たり、又臣下を使ふ上にも皆備て有事じや。其主たる人、忠孝の厚薄に依て、其斟酌無んば不可有。此中にも因果の道理は分明なるに、地獄極樂と云へば、何ぞ別な事のやうに思て本多が長々と手書を認め呈せらるゝなれども、さすが四海を治る東照宮程有て氣附處の實のみ、御受有とも、物は秘して用ひ玉はざるは名將也。彼子孫の人それを何ぞ結講な物と思れたやら、是を版にして流布すれども行なはれざるは天理に叶はざる故乎、小人の習せとして假初にも佛法をなみす。昔し韓退之大顛と論議往復數千言卒に爲に大顛一問して曰、自揣り量るに學問知識能晋の佛圖澄に如んや。能姚秦の羅什に如んや。能蕭梁の寶誌に如んや。之が曰く、吾れ斯の人にをいて則如かず。大顛の曰く、公彼に不知る事明けし、而を彼れが從ひ事する所の者子以非とする事は何ぞや。退之答

を加る事不能と如是。若し此本佐錄如き書、世に流布して人之を信ずるに至らば、是れ正法衰微の時なりと可知。

追 蠅 拂 卷之人

越山 治 鳥 子集

事略部

①六祖大師曰、邪人正法を説けば正法邪法と成り、正人邪法を説けば邪法正法と成ると云へり。下醫は藥を以毒と爲す。上醫は毒を以藥と爲すと准へ知るべし。中醫は毒を毒と爲し藥を藥と爲す。凡夫二乗これに准ず。近代は正見の人希にして如來の正法を邪見の情に任て自他共に邪道に入べきをや。牛は水を飲で乳とし、蛇は水を飲でどくとす。法は一味なれども邪正は人による。能々此の義を知て邪見の過を去て正直の道に入べき也。②梵天帝釋四大天王を始諸國王等の事諸經論に詳なり。茲に略す。佛百年後阿育大王八萬四千の塔を造て諸國土へ贈り、即ち日本に三塔今に存在せり。唐の玄宗皇帝開元二年の春、在街の僧録神光法師に宣問して曰く、佛は衆生に於て何の恩徳有てか、君親妻子をすて、是を師とし事まつるや。其説若理有ば朕當に佛法を崇建せん。若理に中らば滅除すべしと。神光答て曰く、佛の衆生に於ける恩は天地に過ぎ、明なる事日月に踰たり。徳

は父母よりも重く、義は君臣に越たり。帝の曰、天地日月は是造化の功を具へ、父母君臣は亦生成の徳を具ふ、何を以てか佛は此に過たると云ふや。神光の曰く、天は能く蓋ひ共に載る事能はず。地は能く載れども蓋ふ事能はず。日は則晝を照せども夜を照す事能はず。月は則夜を照せども晝を照す事能はず。父は唯能生ずれども養ふ事能はず。母は則能育へども生ずる事能はず。君は亦道有る則ば臣に忠あり、君無道なる則ば、臣必ず佞奸なり、是を以て徳に推る則ば全たからず。然るに佛の衆生に於ける恩徳は實に則爾らず、蓋ふときは四生普く覆ひ、載るときは六道共に承く。明を論ずる則ば十分を照耀し、朗を云則ば三有に光耀す。慈は苦海を提濟し、悲は幽冥を度脱す。聖を論ずるときは聖中の王たり。神を論ずるときは六通自在なり。是の故に存亡偏へに救ひ貴賤皆携ふ、唯願は陛下心を留て敬仰し給へと。帝悦で曰く、佛恩是の如し、師に非ずんば宣る事能はず、朕願は回心して生々に敬仰せんと唐の舊史に見ゆ。其外の書籍にも出たり。是の如く古へより王侯大臣歸仰ある事、夫れ靈山の佛勅實に虚からざるものか。③大集經に曰く、我今復た佛之正法を以て闍提の諸大國王に付囑す。我滅後に於て護持養育すべし。④六度集經に曰く、鏡面王群盲を引て象を摸らしむ。王之に問曰く、汝曾て象を見るや。對て曰く、我れ曾て但に見る。王の曰く、象は何に類するや。足を持する者の對て曰く、大王象は漆をけの如。尾を持する者の言く、象は掃子の如し、

尾の本を持する者の言く、杖の如し。腹を持する者の言く、鼓の如し。脇を持する者の言く、壁の如し。背を持する者の言く、高坑の如し。耳を持する者の言く、簸箕の如し。頭を持する者の言く、斛の如し。牙を持する者の言く、角の如し。鼻を持する者の言く、大索の如しと。復た王の前に於て共に訟へ言ふ、大王、象は我が言ふ如く。時に王大に之を嘆り曰く、瞽なるかな、汝じ猶を見ず。今も眼無が爲に自ら諦觀と謂ふ。●申子の略に云く、葉公子高龍を好む、居室に文を雕て以て龍を象る、天龍聞て之に下り、頭を牖に窺ひ尾を堂に把れり。葉公之を見て、棄て還て走て其の魂魄を失す、是れ葉公龍を好むに非ず也。夫の龍に似て其に非る者を好む也。●瑞應經には四月八日、又佛所行讀經には三月八日、過去現在因果經に云く二月八日、夫人毘藍尼園に往き無憂花を見て、右手を擧て摘むに右の脇より出生す。今謂く、世代既に遙に、譯人前後有、直に經文に就て論辨すべき事難、外典に求るに考へ見つ可きに似たり。春秋に云く、魯の莊公の七年は即如と。内外典を檢るに四月を以て正と爲也。●法華經に曰、淨藏淨眼の二りの子其の父を念ふが故に虚空に踊在する事高き七多羅樹にして種々神變を現じ、虚空の中に於て行住坐臥し、身の上より火を出し身の下より水を出し、身の上より火を出し或は大身を現じて虚空の中に満たし、復小を現、復大を現じ、空中に於て滅し、忽然として地に在、地に入事水の如、水を履む事地の如く、是の如きの種々の神變を現じ

て其の父の王をして心淨く信解せしむ。時に父子の神力是の如くなるを見て、心大に歡喜して未曾有なる事を得たり。●皇帝素女論に云く、鬼有り人を食、朝に三千を打し、暮に八百を打す。又員府に南方に人有り、長七尺、朱衣縞帶、赤蛇頂を遶る。惟惡鬼を食ふ、朝に三千を呑み、暮に八百を呑む。名て赤郭と曰ふ。神異經に出打の字義は頂氏が家説に具さ也。打擊義に非ず助字也。古來より吾が叢林此の語を用る者は、人々が日用四威儀走上走下三千八百の作用猶を日用三千八百事承所作と言んがごとし。●論語里仁篇に曰く、朝に道を聞て夕に死すとも可なり。宋の商英無盡居士曰く、仁儀忠信を以て道と爲すが、則ば孔子の固とより仁儀忠信有、長生久視を以て道と爲するか、則夕に死とも可とは不曰。是れ果して何の道を聞く事を求るや、豈に大覺世尊識心見性無上菩提の道に非ずや、然らずとならば則列子何を以てか謂ふ、曰、丘聞く、西方に大聖人有、治めされども不亂、言はざれども自信じ、化せざれども自行る。蕩々乎として民能名る事無し、列子は孔子を學ぶ者也。遽に是説を述ず信誣しひず。孔子聖人すら尙其の道を尊ぶ、今の孔子を學ぶ者未だ百千卷之書を讀ず、先づ佛を排する以て急務と爲す者は何ぞや、豈に獨り孔子のみ道を尊んや。上下の神祇に至ても宗奉せずと云事無し、矧や炫の凡夫輒く恣に毀斥自己靈を昧す、哀れまざるべけんや。●法華經に云、爾時世尊舍利弗に告ての玉はく、汝已に慇懃に三請しつ、豈に説かざる事を得んや。汝今諦に

聽け、善く之を思念せよ。當に汝が爲に分別し解説すべし。此の語を説き給ふ時に會中の四部衆五千人有、即ち座より起て佛を禮して而も退きぬ。所以者何ん、此輩は罪根深重及増上慢にして未だ得ざるを得たりと謂ひ、未だ證せずして證せりと謂へり。是の如くの失有り、是を以て住せず、世尊默然として制止し給はず。①祖庭事苑四に、梵に僧祇と云、此に無量と云、謂く佛三祇修行を歴、十信の初發心より世第一に至る初僧祇と名、見道より第七地に至る二僧祇と名、八地より解脫道に至る三僧祇と名。此の三祇の外方に得成佛。②智度論に曰、城有四方百由旬中に芥子滿百年に一粒を取る、芥子盡きて劫未盡きず。③昔釋迦牟尼佛摩竭提國の優婆羅暗中に禪定に入給ふ時、多の外道集まり、ひそかに佛を害し奉んとはかりけれども、萬德圓滿の佛にましませば害奉る事あたはず。時に一人の外道、一つの妙術を以て自身たちまち大石に變じ、虚空に飛上り、佛の頂上へ落て佛を微塵に碎んとしければ、其時大地より七尺鐵の鉞空中へ舞上り、彼の落て來る大石を突透しければ大石みぢんに碎けて散りうせけり。此鉞は則佛の戒體が變じて鉞と成て、終に外道を碎たる旨經に見へたり。されば此戒には不可思議の功德あり、千變萬化に應じて形を現る事、凡慮のはかる處に非ず。愚なる者は戒體が鉞に變て石をたくと聞て大に驚き、不思議に思へども是は不思議に非ず、是より不思議は白地の凡夫も此戒體を具すれば、惡業煩惱の火坑は忽ち變じて八功德水の池となり、

五欲十纏の刀山も忽ち變じて蓮華臺となり、四十二位の階級に不涉直に正覺位に登る、則此れ戒體具足の力なり。更に不思議にして不思議に非ず④付法藏因緣經に世尊歎じて曰く、善來迦葉と。即ち半座を分て命じて座に就か令む。迦葉佛に白す、我は是れ如行弟子、願命して分座せしむ。敢て順肯せざらんや。是の時衆會咸な疑を生じて曰く、此の老沙門何の徳有か、乃ち今天尊分座之に命ず、此の人の殊勝は唯だ佛知り給ふのみ、是に於て如來衆の心念を知し疑ふ所決せんと欲す。即ち迦葉大行淵廣と宣ふ。世尊又た曰く、往昔過去の時に於て聖王有、文陀竭と號す、高才超世智慧倫無時に、天帝釋其徳を欽敬し、七寶の車を遣り、闕を造て王迎を、時に天車に乗、空に飛で往く、天帝出て迎て與に同く坐し、相ひ娛樂し已て送王を宮に還らむ。佛比丘に告玉はく、爾時の天帝今迦葉是れなり、文陀竭王は則吾が身是れなり。迦葉往昔し生死の座を以て吾に命じて同く坐しむ、故に吾れ今日無常道を成じ、正法の座を以て其の本恩に報ゆ。⑤佛法金湯篇に曰、程顥字は伯淳、洛陽之人なり。神宗の朝の進士なり。道學を以て己が任と爲す。世明道先生と稱す。嘗て曰、佛説の光明變現、初め其の旨を測る事莫し、近る華嚴合論を看るに劫て説得て分曉なり。機に應じて惑を破る之を名けて光と爲す、心垢解脱之を名て明と爲す。唯だ是れ自心の光明を喻して、便ち能く人の光明を教化得たり。無盡世界唯だ聖人一心の明に在り、諸經の先きに皆な放光の一事を説く。顥毎に

釋子の佛書を讀で端莊整肅なるを見て乃ち學者に語て曰、凡そ經書を見る、必ず當に是の如くなるべし。今之書を讀む者形容先づ自ら怠惰し了れり。如何してか主を存するを得ん。一日定林寺を過て偶々衆僧入堂周旋歩武威儀濟一坐一起竝で清規に準ずるを見て、乃ち歎じて曰く、三代禮樂盡く是に在り。佛滅後五百結集尙一人を缺く、聖衆議して阿難に充んとす、因に大迦葉定に入、觀見して呵責。阿難結漏未だ斷んせず、追て僧堂を出す。難外に在り、七日思惟夜間眠に就く、頭未だ枕に到らず、間忽然として證、阿難走て僧堂の門を扣く、大迦葉問、阿誰ぞ。答曰、阿難。曰、何ぞ來る。曰、今夜某甲證す。曰、我汝が爲に門を開かず、門の鑰穴より入來れ、阿難神通を現じて入て僧足を禮す。廣弘明集に曰、昔商の太宰孔子に問て曰、夫子は聖人か。對曰、丘は博聞強記、聖人に非ず。又た問ふ、三王は聖人か。對て曰、三王善く智勇を用ゆ、聖は丘が知る所に非ず。又た問ふ、五帝は聖人か、對曰、五帝は善く仁信を用ゆ、聖は丘が知る所に非ず。又た問ふ、三皇は善く因時を用ゆ、聖は丘が知る所に非ず。太宰大に駭て曰、然らば則ち熟者か聖人と爲すか。孔子容を動し、問く有て曰、丘聞く西方之人に聖者有り。佛祖統紀に曰、魏の太武は司徒崔浩に因て經像を焚毀し、沙門を玩戮す、既にして崔浩要斬せらる。太武の身痲疾を感じて竟に常侍宗愛が爲に弑せらる。文成位を嗣で復た大に佛法を興す。周の武王は衛元高に因て經像塔寺を毀す、沙門

を歐り俗に反らしむ。厥の後杜祈冥に入、周武の地獄にして苦受け救を求むるの事を見る。宣帝嗣で興て佛法復た盛なり。唐の武宗趙歸眞に因て像を毀む、寺を廢、僧尼をして俗に還し、帝後ち疽背を發して殂す。時に穆陵慰大符と稱す、李炎佛を毀るを以て奪壽去位之報ひ有り、歸眞等皆な被誅戮。宣宗位に即て佛法大に興る。離魂記に曰、清河張鎰の女清娘王宙に配する事を許す、後ち賓僚來り求る事有り、張改め許んと欲す。女聞て不意喜、宙も亦深く悲る、他事に托して京に赴く、日暮船上る、數里にして岸上行く聲の甚だ速なるを聞く、之を問へば乃ち清娘なり、宙驚喜して之を船に匿し連夜にして遁れ去る。道を倍して蜀に至る、凡五年にして兩子を生む、後ち忽ち父母を思て壻と俱に歸る。壻先づ鑑が家に至て其の事を謝す。鑑が曰、清娘久病深閨數年なり、何ぞ此の事有ん。壻曰、見に舟中に在り、鑑大に驚て人をして之を驗み果して信なり。室中の女聞て笑て語らず、起て飾粧して更に衣を更へ出で與に相迎ふ、翕然として合して一體と爲る。三社記宣鈔曰、八幡は人皇十三代仲哀天皇の皇子九州筑前三笠の郡宇佐の里にて御誕生有り。母は人皇十四代神功皇后なり。仲哀の御宇に薩摩國天子に隨はず、天皇是を隨へんとし給ふ時、天照大神、春日大明神御託宣しての曰、吾國は神國なればたとひ責ずとも終には隨べし、先是れより西に寶の國とてあり、是れを對治あるべしと云々。時に天皇その國何くとも知り給はず海上に兵船をたゞよはし、

終に長門の國豊浦にて八月十五日に崩御し給ふなり。其時仲衰なかぢの後神功皇后は龍馬に乗て虚空を飛んで豊前池田の杉山と云處に至給ひて天に仰ぎ祈り給ふ時、四天王八の白幡を捧けて天降り給ふ。今杉山に四天王の峰と云は是なり。此の八の幡の上に小戸の瀬よりあらわれ給ふ三神つとみつとみ男命、そこつとみ命、新羅、百濟、高麗の三韓に向て神軍し給ふ事、誠にためしすくなき事なり。猶三韓が強き時龍宮界より干珠満珠と云二つの玉を拏つかげ奉り、満珠と云玉は敵方鹽の干がたにある處へ投れば、皆な悉く鹽満て水にをぼれて自由にはたらく事なし、干珠と云玉は満たる鹽に船を浮べたる方へ投れば船うごく事なければ自在ならず。又味方には海を陸になし、陸を海となし、時の宜に隨て自由自在、ならしめて戦ひ給ふ也。此の時神功皇后は王子御懷妊なり、皇后一卷の軍書を持し給へり、今の世に黄石公が三略と云は軍はげしき時皇后この書を燒て灰にして吞玉ひて唱へての玉はく、王子胎内にありて此の書をしろしめせ、我は空しくなるとも王子は恙なかるべしとなり。右此軍も三箇年の間なり、漸々軍も勝ちに成て皇后は筑前に歸り給ふ時に、三笠の郡宇佐の里にて王子御誕生あり、其の處に宮を立つる、今瀬の宮是なり。始胎内にて軍書の灰を吞給ふ故に御誕生の時、八の幡産屋の上に掩ふ故に八幡と名け奉る也。然しより此來、猶以て日本安全に治りて高麗より毎年日本へ御調物を奉る事八十般に定まり、人王六十代の帝醍醐の天皇の比まで少々御調物奉る也。同山城國鳩の峯男山勸請

の事、人王五十六代清和天王の御宇、大安寺の行教和尚、貞觀元年の夏、九旬の間宇佐の宮に參籠ありて、晝は大乘經を讀誦し、夜は秘密神咒を誦て法施をこたらず、九旬已に滿ずる時靈夢の告新なり。八幡現じて曰く、久く法味を受て師をはなれざる事、影の形に隨ふが如くなり。今師王城にかへりなば我も又隨て行き王城の側らに居らんと也。行教都に歸りて山崎につく、東南之方、男山鳩峯の上を見るに大光明あり、此事を以て清和帝へ奏聞ある、則ち橘朝臣の工部に勅して宇佐の神社の如くに新殿を造て遷し奉らると云々。總じて八幡は中比まで祈願の返答を社の内よりあり、然れば度々天子より勅を下し給ひ、少しの事にも宇佐の宮に問給ふにより其後は返答とままりたまふ也。三時業とは順現業、順次生受業、順後次受業なり。順現業とは善惡共に作たる事今生にて報ふを云ふなり。順次業とは現在に作たる事來生にて報ふを云ふなり。順後次受業とは現在にて作たる事生々世々の後に報ふを云ふなり。譬へば米は一年中に登、麥は來年登り、梅杯は十年も過ぎて登るが如し。故に現世にて諸善を行じても惡事計り來るは、過去の惡業の果報未だ盡ざるもの也。惡果の盡るを待て今世善因の來るべし。又現世に惡業を作ても惡報は無て、善事ばかり來るは過去善因の果報未だ盡ざるものなり。前生の善果盡る時は今世行惡の業報速に來る事疑ひなし。譬ば百姓の今年は豊作にして過分の米を作り出すといへども、去年の貢物不足あれば今年も亦年貢足ざるが如く、去年の貢物過

上あれば今年は不作にても貢物不足なきが如し。三時業の道理を明めざれば却て邪見を起し、因果を撥無して無間地獄の入り永劫にも出る事難し。三時業の道理は見世にて火を付け、人を殺して其の日に捕はれとなるものあり、亦二ヶ月三ヶ月の後に捕はれとなるものあり、亦五七年過て刑戮に逢もあるが如く、善因も亦然り、主親へ忠孝をなして即座に加増褒美を受るもあり、二三年にして受るもあり、七八年にして受るもあるが如く、因有て果無と云ものは形ち有て影なしと云が如し、亦公儀の制法有事をも知ざる痴人に似り。佛法禪師の正法げん蔵可見又三世と云時は過去未來現在なり。譬へば昨年は過去、明年は未來、今年は現在なり。日に譬へば昨日明日今日なり。今世一代切りと云ば唯だ今日のみあつて明昨なしと云が如し。正法にあらず。故に神儒佛共に明かに説けり。佛にのみあつて神儒になしと云者は神儒の道に暗きのみならず、自分の日用をも知らざる愚人也。太神教を佛門に譲る垂仁天皇二十六年冬十一月新嘗祭の夜、倭姫命太神之詫言を承て、神主部物忌等に示して曰、地神之末四方人夫等其心神黒焉、神明之光胤を種ながら神明の禁令を信ぜず、故に生死長夜の闇に沈で根の國底の國、吟茲に因て皇天に代り奉り、西から天の真人苦心誨を以て諭し教て善を修せ令め隨器法を授てより以來た、太神本居に歸て託宣を止め給ふ。此の新嘗祭と云は十一月の卯の日、禁中に於て始て大神宮へ新米を供へ給ふ式也。是より天子へも當年の米を献ずる也、又二八なへの

祭りとも云。此の本文に西から國の真人とは釋尊を指す。

實基本紀及び大和姫世記出

菩薩戒弟子皇帝沙彌勝滿

稽首十方三世諸佛法僧去天平十三歲^巳に次る春二月十四日朕發願稱廣蒼生爲に遍く景福を求む。天下諸國各合敬て、金光明四天王護國之僧寺を造り、並に金光明最勝王經十部を寫し、住僧二十人、五十戸、水田十町を施封し、又其の寺に於て七重の塔一區を造り、別に金字の金光明最勝王經一部を寫し塔中に安置す。又法華經滅罪之尼寺を造り、並に妙法蓮華經十部を寫し、住尼十人、水田十町、冀ふ所は聖法之盛天地と永く擁護之恩を流ふ、幽明をして恒に天地に滿る、神祇共に相ひ和順し、恒福慶を將て永く國家を護し、開闢已降先帝尊靈長幸珠林同寶刹に遊、又願ば太上天皇、太皇后、藤原氏、皇太子已下親王及大臣等同此の福を資け、但に彼岸に到り、藤原氏先後太政大臣及皇后先妣從一位橘氏太夫之靈識、恒に先帝奉じて淨土陪遊して長く後代を願て、常聖朝衛り、乃至古より已來至今日に於て身大臣と爲て忠を竭し、國を奉る者、及見在子孫俱此の福に因て各前範を繼ぎ、堅く君臣之禮を穿、長く父祖之名を繼ぎ、廣く群生を給ふ、通じて庶品に該同く愛綱を辭、共に塵籠を出する者、今天平勝寶五年正月十五日を以て莊嚴已に畢る。仍塔中に置。伏願は前日之志悉皆成就せん。若し後代聖主賢卿承て此願を成ば乾坤福を致し、愚君拙臣此の願を改替し、神明効訓施封五千戸、水田一萬町以上捧上する件物遠く日月を限り、未來際を窮め、敬く彼の三寶に納分。此の發ぐ

はんに依て、太上天皇沙彌勝滿諸佛擁護し、法藥董質し、萬病消除壽命延長一切の所ぐはん皆な満足せしむ。法をして久住せしめ、群生を拔濟し、天下大地人民快樂法界有情共に佛道を成、以て代々の國王我等が檀越と爲り、若し我等興復天下興復若我寺哀弊復、其代を擔て後不道之臣有ん。邦賊之臣若犯破障而行かざる者、是人必ず十方三世諸佛菩薩、一切賢聖之罪を破辱する事を得て、終に當に大地獄に墮すべし。無數劫中永く出離無十方一切諸天梵天護塔の大善神王及普天卒土有、勢威が天神地祇七廟尊靈並佐命功を立、大臣將軍靈共太禍を起し、永子孫を滅、若不犯觸敬で勤行する者は、世累福終に子孫隆塵城共早く覺岸に登東大寺有之天平勝寶元年、平城宮御宇太上天皇法名勝滿傳燈錄云、香嚴の閑禪師爲山に在し時、爲山法器なる事を知て智光を激發せんと欲す、謂て云く、吾れ汝が平生の學解及び經卷冊子上に記得する者をば問はず、汝じ未だ胞胎を出でず、未だ東西を辨ぜざる時、本分事試に一句を道へ來れ、吾れ汝を記せんと要す、師懵然として對する無し、沈吟する事久し之。數語を進其の所解を陳れども山皆な許さず、師云、却て請ふ、和尚爲に説け、山云、吾れ是れ吾が見解を説き得ば汝が眼目に於て何の益か有んや。師遂に偏く集る所の諸方の語句を檢するも、一言の酬對せんとす可き無。乃ち自歎して云く、畫餅饑を充べからず、是に於て盡く之を焚、云く、此の生佛法を學せずしてまた且つ箇長行の粥飯僧と作て心神を役する事を免と云て遂に辭去、

南陽に抵て忠國師の遺跡を視て遂に憩止す。一日因て草木を艾除するに、瓦礫を以て竹を撃て聲を作、俄に失笑の間廓然として惶悟す、遽歸て沐浴して、香を焚て遙に爲山を禮して云、和尚大悲の恩父母に逾たり、當年若し我が爲に説ば却て何ぞ今日の事有んや。依て頌を述曰、一擊忘所知更不假修治、動容揚古路不墮悄然機、處々無蹤迹聲色外威儀、諸方達道者言咸上々機。毘奈耶雜事に云、呵利底母の先身事に因て發願す、王舍城所有の兒子を食せんと。其の邪願に因て身を捨て、藥又之内に生じて、五百の兒を生ば日々毎に王舍城の男女を饗す。衆人憂惱し遂に往て佛に白、佛乃ち鉢スガを持して城に入、藥又の所到る、渠が出行に値て其の推子名て愛兒と曰く者をはちの底に藏す。母歸愛兒を見ず。便ち顛狂して觸處に尋る。終に佛所に至る。遙に世尊を見る。白して言く、子を失。佛言、汝幾子か有る。答て五百と。佛言、五百一を失、苦惱尙爾り、何ぞ況や餘人一二なる而已。母願は爲に示誨し給へ。佛言、我が戒を受く可んば則便兒を見る事を得。母曰、我依ニんと佛教。佛即ち孟を舉、乃見る事得、即ち佛に従ひ五戒受、因て佛に白言く、我れ及び諸子今自り何をか食せん。佛言、我が諸弟子住處の寺家日々食時毎に祭食を設け、汝等をして食を充てしめん。遂に諸弟子等に勅する、華嚴淨行品大疏の鈔に曰、餘福を留教以危苦を濟、即ち悲念無盡の恩也。謂らく世尊人中の壽に同くば應に百年なるべきに二十年の福を留、以末法の弟子に庇、又大集經に云、衆生を悲

惑す、故に壽を捨と、謂らく百歳二十年を留るべし。白毫不盡は佛藏經卷四了戒品に曰、舍利弗如來滅後白ごふ相中百千億、其中の一分は舍利弗、及び諸の弟子に供養す。●橋陳如の弊服五錢、南岳の終身一納也。總じて人一代の生得命分とて生れ付て定まれる福分有り、是求て來るにも非ず、求めざればとて來らざるにも非ず、譬ば百年の壽命有べき人に米千石の生得命分あらんに、一年に十石宛に用ひたらは百年まで不足なく、同じ様なる身世なるべし。然を一年に二十石づゝに用ひて使ひ過したらんは、五十年の間につきる事疑なし、然らば末の五十年の壽命何を以てつくべき。さすれば自ら短促となるか、又は飢渴するか、又は他の物を使ふて債となるより外は無。もし身を慎み福を惜^儉也、一年に五石あてに用ひたらんは、百年の間に用ひて更に五百石の餘分有なり。しかれば我が壽命延長して用ふるか、又は子孫に遺るか、又は來世に遺る道理も有なり。世上に少壯の時に貧寒にして辛苦せしもの老年に至て富樂なるあり。これ生得の福を末に遺りたるなり。或は少壯の時分外にゆたかにして老年に至て辛苦かぎりなきあり。是は命分を前にとりこしたるなり。此道理士農工商の上のみならず、出家沙門の上も逃れざるべし。然るに人々の分上いくほどの生得分ともしらざれば、たゞ衣と食と住處とのうへに付て隨分に福を惜むべし、華麗なる事なかれ。少壯の福を惜むは老年に遺るなるべし。老年の福を惜むは子孫にゆづるか、又は來生に遺るなるべし。昔

し漢士に法慶と云人、釋尊の像を造立の願ありけるが、惱事ありて命盡閻王の所へ至る、王此願望を感じて人間へ返すべしと冥官に仰せけるに、報命は願の故に述べけれども、食物已盡たりと云へば、何ににても食物なからんとて之を勸しむるに、荷葉ばかり食にあたる由し申す。さて蘇生して萬ずの物を食するに吐かへす、荷葉ばかり氣味よろしく覺て食す、三年存して佛像を造り了りぬと云へり。●景德傳燈錄に云、丹霞禪師慧林寺に於て天の甚だ寒きに遇ふ、師木佛を取て之を焚く。人或は之を譏る。師云、吾燒て舍利を取るのみ。人の曰、木頭何ぞ有んや。師云、若らば者何ぞ我を責むるや。●禪林類聚二に曰、世尊纒に生下乃一手は天を指し、一手は地を指し、周行七步目願四方を顧て云、天上天下唯我獨尊と、雲門拈して云、我當時若し見ば一棒に打殺して狗子に與て喫せしめん、貴ぶらくは天下太平を圖ん事を。●日本聯燈卷八、大空玄虎禪師勢之淺香に庵居す。鄰里に一窮谷有、晝夜火焰熾然として起、炎砂ほとばしり散、或炎湯涌出或は呼叫の聲を聞く、邑民名て地獄谷と曰ふ、師之を聞、其側に禪坐數日ありて火湯を自ら熄、本州多氣の郡主某し師の德望を嚮ふ。淨眼精舍を創建す。之を延く、戶外之鞋大に滿つ。一夜異人有來る、峨冠偉服、手に圭を執、師に謂て曰、我は是れ皇太神也。久く大戒を受、宗教を詢ん事を思ふ、今師此の州に住す、我れの幸也。請ふ我が所願を滿よ。師爲に金剛寶戒授て法要を敷演す。神人歡喜嚬繖絲の伽黎白石の念珠等を以てす。

作禮して去。朝廷師の名を聞て詔して闕に赴んとして親く宗旨を問ふ、師奏對詳允皇上下大に之を悅。寵賚尤も渥つ、紫衣を賜て佛性活通禪師と署す。⑦日本聯登卷五、太寧定庵殊禪々師法嗣、長州一宮住吉大明神は、伊弉諾尊日向小戸橋之檣原至祓除時、底筒男中表筒男海底自り化生、此の神功皇后に詫して三韓を征せしむ。後攝津、筑前、長門の三州に鎮座して、同く住吉と號す。應永年中、長州瑞松庵を顯聖して、殊禪和尚に見ゆ、問法歸依禪大寧に住するに及で、神も亦た之に隨て時々入室、或は老翁の身を現じ、或は婦女の身に變じ、或は夜叉の形に化す。衆甚だ怪怖す。一夕大晴れ月明にして四を顧るに人無し。嶺松蒼々たり。菴乃ち徒を率て出て經行す。鐘樓の西に至て忽ち一老翁有て盤石に孤坐するを見る。定揖して曰く、汝じ尋常我が室に入て禪を問ふ、底に非る事莫しや。翁曰く、然り。庵曰、敢て姓名を問ふ。翁即ち答るに和歌を以てす。「松風の聲のうちなる隠れがは、昔も今も住吉しの神」吟じ了て就て衣法を請ふ。庵方丈に接入して乃ち大戒並に法衣を授く。翁歡喜頂受して曰、法恩甚だ重し。我他日須く温泉を涌出して、衆僧灌浴に便りして以て之を酬ふ。俄にして林巒震動電光四に發し、化して大龍と作て長十許丈、頭に法衣を戴、雲を拏て去る。數日有て山下に一派温泉を出す。山中灌浴今に至て之に頼る。法衣今猶を一宮に寶秘すと云々。⑧藝洲洞雲寺金岡用兼禪師、或夜嚴島堤の浦に在て坐す。明神形を現じて聽法受戒、乃ち嚬するに法衣を

以てす。又約して洞雲方丈後に於て甘泉を湧出す。浴以て金岡水と稱すなり。其の法衣靈石、今洞雲に秘襲寺鎮と作す。⑨日本聯燈卷二に云、奥州示現寺源翁心昭禪師、時に於て野州那須の曠野に毒石有り、蓋し物馮れり。人畜禽獸觸る、者の近者皆な斃ぜずと云事無し。飛鳥空を過石上に乃寸は皆盡隨つ、其の毒靈是の如き故に時に世名て殺生石と云ふ。其の野を過る者有事無し。師一日杖携て行き石を敲事三下して曰く、汝元來石頭性何れより來る、靈何れよりか起る。又敲事三下す。石汗を流し震動し渤然として解散す。忽ち異人有り拜を設て曰、我は是れ此の石の靈也、師の開示を蒙り頓に苦趣を脱して天に生ずる事を得たり。言訖て没す。實に至德二年八月十三日也。是れより名海内に震ふ。征夷大將軍義滿源公重て泉溪を興、殿閣ほふ塵弊を撤て更之を新にし頗る壯麗を増す。丹亞輝煌林巒を照耀す。且つ那須莊田一千餘石を施して以て食輪を資く。乃ち師を延て再び之に任しむ、至德上皇勅して能照法王と賜ふ。⑩譽田八幡託に云、吾は是れ譽田の天王廣幡八幡也。我を諸國靈驗威身神大自在王菩薩と名く。又延曆二年五月の託に云、我無量劫三有に化生し、善巧方便を修し諸の衆生を濟度、我名を大自在菩薩と云。又寛平二年十二日石清水の託に云、菩薩の服僧道具を得んと欲す。勅有てよふらく香爐念珠等を獻ず。江州山王權現託曰、我名山王三諦即一也。山の字豎三畫は空假中なり、横一畫は即一也。王の字の横三畫は三たい也、豎一畫は一也、一心三觀

一念三千我立て名とするものなり。出羽湯殿山の權現託に曰、身を清め心を清くして我前に來ん者には現世の淨土ををがます、大日遍照の臺にむかえん。江州竹生島大明神託に曰、我が帝の住處は西方にあり、一切の世財を心直き者にあたへ、神佛檀越となさむ。山城稻荷大明神の託に曰く、鬼神天魔をさらにくむ事なかれ。大悲の心をこし經陀羅尼を誦てさすけよ。上拔鉾大明神託に曰、誠を教ゆれば誠いたり、横をなせば横至る。火はかわけるにつき、水はうるをひにつく。至誠の心には智慧の火もへつく、愛心内に有れば慈悲の水なかるべし。江州角避比古大明神の託に曰く、それ我國の神道は理にをなじとして外ならず、いつくしみをなす時は佛となる。天の神の徳知るべし。上州伊加保大明神の託に曰く、我國の道直き心をあきらかなる徳となづけ佛とはいふ。因州宇倍大明神の託に曰く、人の心直き時は神なり、慈悲ふかければ即ち佛なり。神佛一如の身ををもふべし。紀州正八幡宮の託に曰、諸の法の中には坐禪の床こそ殊勝なれ、我れ常に禪定の床の邊りをまもるのみ。所縁をはなる心にぞ神明もやどりなむ。八幡宮は人王四十九代光仁天皇寶龜八年丁巳五月十八日の託に曰く、吾れ明日辰の時沙門となり三歸五戒を受くべしと。人皇十三代仲哀天皇御宇天照太神、春日大明神、虚空に聲をあげて御神託あり。天皇是れを仰信し給はざる過によつて崩御ありしと也。又人王四十五代聖武天皇伽藍建立の觀願御座と雖ども、神國の遺風なを恐ありとて行基

菩薩に勅してその効驗を伺ひ給ふ。爰に行基大神宮に參籠あるに七日の虚空に聲あつて曰、實相眞如の日輪は生死長夜之闇を照し、本有常住の月輪は無明煩惱之靈を拂と、此御託宣の旨基公叡聞に達し奉るに詔して曰く、句中の意誠神代の昔し天照太神は素盞鳥尊の惡逆に依て、六合常闇になるといへども、終に天の岩戸を開て長夜のあんを照し、天孫は八重の雲を別て天降り給ふ時、雲霧あつくして重りしと稜らひをなし給へば、雲きりたちまちに晴たり。是れ無明の雲を拂に非や。然といへども勅使梵僧にして句面佛法に似たり。是非に其告詳ならずとて、天平十四年十一月に重て右大臣橘朝臣諸兄に仰、伊勢太神宮へ勅使を遣し給ふに、天平十四年十一月十五日の夜、内宮三の鳥居の前にして御託宣さきの如し。同き夜天子の御前に天女現し給ふて光を放て、宣く此國は神國なり左も神を敬べし。然ども日輪は大日なり、信仰すべきと也。其後始て御願寺を立給ふ。今の東大寺是れなり。此の世界は欲界色界無色界とて三界に分れて、色界無色界の天人は善根清淨の身なれば直に歸佛の直路なり。欲界は六つに分る。所謂地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上なり。此の天に欲界と色界と無色かいとの別あり。先づ欲かいに六天有り、初に四天王とて日月の廻る邊にあり。須彌山八萬由旬の半腹人間より四萬由旬上なりて毘沙門天王等の宮殿あり。又四萬由旬昇てたら利天と云あり、帝釋天の所居也。其より八萬由旬昇て夜摩天と號するあり。其より十六萬由旬昇て兜卒天

あり、現今彌勒佛の主王たる處也。其より三十二萬由旬登て化樂天あり。其より六十四萬由旬登て他化自在天あり。下の四天王より第六に當る。故に第六天と云て、此れ魔王の住所にして此の欲かいの頂也。此魔王欲かいの頂に居して神通飛行一切の徳をなわたりて、吾より下は皆吾が眷屬臣民と常に思也、故に此魔王に隨はぬ者は忽に損害す。然れども佛の威徳に逢ては勝つ事ならず。故に常に欲かいの人の佛事を取り行ふことをいやがり、少しの佛事も眷屬等に命じてさはり邪魔をなし、成就せぬ様に常々神通力にて心掛る故に、善事をさるるを魔事と云は彼の魔王のなすはざと云事なり、故に大般若經にも魔事品を説れて分別に教示あり、其魔事に隨はぬ用心をも教られて説れたり。此の道理の故に三寶に歸せぬ前は吾人皆魔王の眷屬なり。故に天魔よりいか様にも自由にせらるゝなり。少しの事にては善事に向ひし時、いやな心起るは決して魔王に引入らるゝと知るべし。夫魔の喜ぶ處は惡なり、惡の成る處、畢る處は敗なり、身を破り家を破る、是れを遠ざけるは三寶の力らにあらずんば叶はず。⑦六祖大師歷朝崇奉の事蹟、唐の憲宗皇帝大師に諭して大鑿禪師と曰ふ。宋太宗皇帝大鑑真空禪師と加諡す。詔して師の塔を新にして太平興國之塔と曰ふ。宋の仁宗皇帝天聖十年に師の眞身及び衣鉢を迎、大内に入れて供養す。大鑑真空普覺禪師と加諡す。宋の神宗皇帝、大鑑真空普覺圓明禪師と加諡す。具に晏元獻公が碑記に見たり。⑧親鸞五箇條に曰く、我が

宗に自力を捨て他力を求と云は、人々貪瞋痴の三毒に引る、剛強の自力を捨て、無明煩惱にも穢されぬ明々たる本心に本づくを云ふなり。其故は唯今迄業力に引る、自力を除滅し、始て眞如實相に趣くを云。依て自力を捨て、他力の心信を求る法なり。假りに教る所の方便を頼て、心をよするの力にして稱名念佛を所作とし、有所得の念に住して參請供養を行ぜば、永劫をへるとも佛果に至事難かるべし、相かまいて佛は遠に在らず、心に立歸て勤むべき事也。一又云、生死善惡を離れ、神通奇特にも心をよせず、自他無差別を一向一心と云。又云、阿彌陀佛とは我心の異名也。⑨普曜經に曰く、佛弟難陀便ち沙門と爲り、此の中に在り、次第に禮を作して優波離に到て止めて禮せず、是れ我が家の僕なり。當さに拜を設けず、世尊難陀に告て言く、佛法は海の如し、百川を容納し四流之に歸す。皆同一味なり、戒の前後に據る、貴賤に在らず、四大合する故に假りに名て身と爲す。中に於て空寂本と吾我無し、當に聖法を思ふべし、憍慢を生ずる勿れ。爾の時に難陀自貢高を去て優波離を禮す、大地之れが爲に震動す。⑩人王四十四代元正皇帝養老四年秋九月、日隅の二州亂る。異國人の來依て亂なり。朝廷宇佐神宮に祈寇を平ぐ、大神託して曰、鉢を交之間死傷多し、我れ甚だ之を憐む。願ば寇平之後放生を諸州に置け、八幡大菩薩の放生會是れより始り。⑪人王三十一代敏達皇帝七年皇太子奏曰、白一日より十日より黒十六日より三十日に至る月の初八、十四十五、二十三、二十九、三十日と。小盡は二十八

日是を六齋と爲す。此日諸天國政を檢す、乞天下殺を止ん、制して可す。④同四十五代聖武皇帝天平十年詔して曰、去年天下の諸州に寺宇を營し像經を置き、今茲に風雨須序にして五穀豐稔靈貺響の如し、佛事崇べし。今より天下の諸州毎月六齋日漁獵殺生する事を得ざれ。刺史檢察を加へよ。⑤同四十六代孝謙皇帝勝寶三年正月詔して曰、今年孟春三日より窮臘晦日に至まで天下殺生を停めよ。沿海之民活を以て者は戸を數て米を給ふ。⑥昔盲人有り、誤て犬の徐氏が門前に臥せるを踏で行く事少らくあつて復た張氏が戸外に蹈む、以爲らく徐氏が犬を偷めりと也、就一飯を乞ふ。與たへず。之を憾みと爲して徑ちに反り徐氏に告て曰く、張氏君が犬を偷めりと、之を見るに尙門外に在て臥せり。笑て云く、張氏が戸外に蹈む者は本と是れ張氏が犬なり、我れに於るを偷めるに非ず、請ふ之を慮る事毋れと。⑦三社託宣略鈔に曰く、諸神の中に天照太神、八幡大菩薩、春日大明神の三神取分て子細ある哉否や。若し子細なくんば如何。但し取分て託宣あらば天照太神、高皇產靈の尊、皇孫など、こそあるべし。其上天照太神は地神第一の尊にて宗廟の神たり。春日は亦社稷の神にして皇孫の臣下の神なり。又八幡は天神地神にても非ず、人王に下りて第十五世の神なり。旁以不審なきに非ず。是を答て云んも神慮測り難し。然りといへども愚意推て云ば、天照太神は地神の初め尤も由緒あり。春日は社稷の神たりといへども皇孫輔佐の神にて、天下を靜謐し萬民を安寧ならしむる神なれば、

其の由緒なきにも非ず。又八幡は誠に人皇に下り十五代の應神天皇なり。剌皇太神宮の左りに託宣を安ず、左是亦由緒なきにあらず。八幡は天照太神の分身たる瀬織津姫の再誕、こゝに人皇の世統に至、異國より日本を攻むるに隨て、人皇十二三世の比は日本既に異國の手に入んとす。爰を以て瀬織津姫かりに現れて神功皇后の腹に宿り應神天皇と生れ給て日本一統し玉ふ王なれば、日の神と春日の託宣に並べ奉ん事何の子細あらん哉。⑧昔し盲人有り、客に隨て佛寺に遊び、客其の壁に畫る人物の精妙なるを見て、眞に逼るに稱嘆して止まず也。問て曰く、人物安んか。客曰、壁上に在。盲人之を摸て曰く、客奚ぞ我を給く事此に至や、儻し夫れ人物ならば則首足背面無んば有るべからず。此は是れ一片の壁也、孰首足背面と爲んや。客誨る事あたわず。⑨辨正論に曰、吳王孫皓性甚暴虐なり、姦女と園地園を治るを看る、土下忽ち一軀の金像を得たり、形相麗嚴なり。皓像を厠傍に置かしめ屏籬籬を持せしめ、四月八日に到て皓乃ち像の頭上に尿して笑て言て曰く、今是八日爲爾が灌頂すと、諸女に對して以て戲樂と爲す事在、後時を経て陰囊忽ち腫る。痛る壯にして熟堪任す可からず、夜より晨に達して苦痛に死を求む。名醫藥を上り治れば轉増す。太史占して曰く、大神を犯す所爲なりと、勅して靈廟に祈禱せしむ。一禱一劇上下計る事無し。宮人奏して曰く、陛下佛圖を求るや未しや。皓問、佛け大神なりや。女の曰く、天上天下尊き事佛に過は莫し、陛下前前きに得る所の像猶厠傍に在り、請ふ收

めて供養せば腫必立ろに差せん、こふ急に之を殿上に置、叩頭して過を謝し一心に求哀す。當夜に痛止み腫即ち隨て消す。昔し智覺禪師と云人初は官人なり、才幹富に正直の賢人なり。國司たりし時官錢をぬすみて施行す。傍人は帝に奏す、帝聞て大に驚怪す。諸臣も皆あやしむ、罪過すでに輕からず、死罪におこなはるべしと定まり。又爰に帝議して曰く、此臣は才人なり賢人なり、今事さらに此罪を犯す、若し深き心あるか、頸を截んとき悲み愁へたる氣色あらば速に截るべし、若し其の氣色なくんば定めて深き心あらん、截べからず。勅使引去て截んとする時少も愁る氣色なし、自ら云く、今生の命は一切衆生に施すと。勅使驚き怪で帝に奏す、帝云、然り、定深き心有ん、此事あるべしと兼て是を知と。依て其志を問。師云く、官を辭して命を捨て、施を行じて衆生に縁を結び、生を佛家に受て、一向に佛道を行ぜんと思ふと。帝是を感じて許して出家せしむ。故に延壽と名を賜ふ。殺すべきをとむる故なり。

一、人皇四十五代聖武天皇天平勝寶元丑年七月二日位を譲り、同五巳年正月十五日御剃髮得道、御法名勝滿、御戒師良辨大僧正。

一、同四十六代孝謙天皇天平寶字二戌年八月一日禪位、同六年六月御落飾、御法諱法基尼、御年四十五。

一、同五十一代平城天皇弘仁元寅年五月十二日御剃髮。

一、同五十三代淳和天皇天長七戌年十月二日禁中佛名會を始め、同曆十丑年二月十八日禪位、御剃髮四十四歳。

一、同五十七代陽成天皇元慶八辰年二月四日遜位、天曆三酉年九月廿一日御剃髮。

一、同六十代醍醐天皇延長八寅年九月廿二日遜位、同月廿九日御剃髮御法諱金剛寶御戒師座主尊意。

一、同六十一代朱雀天皇天慶九年四月十三日禪位、天曆六子年三月十四日御剃髮、御法諱佛陀。

一、同六十四代圓融院永觀二申年八月廿七日讓位、寛和元酉年八月廿九日御剃髮、御法名金剛法、永作元丑年三月九日寛朝僧正より灌頂。

一、同六十五代花山院大集經の妻子珍寶及王位臨命終時不隨者と云ふ文を御覽あらせられて發菩提心、寛和二戌年六月廿二日夜禁中を出て御剃髮、御法諱入覺、御歳十九即ち西國順禮之中興也。

一、同六十六代一條院寛弘八亥年六月十三日讓位、同年同月十九日御剃髮。

一、同六十七代三條院長和五辰年正月廿九日讓位、寛仁元巳年四月十九日御落飾、御法號金剛淨。

一、同六十九代後朱雀院寛徳二酉年正月十六日讓位、同年同月十八日御落飾。

一、同七十四代鳥羽院保安四卯年正月八日讓位、保延七酉年三月十日御落飾、御法號空覺、康治元

戊年五月五日東大寺に於て御受戒。

一、同七十五代崇徳院永治元酉年十二月七日讓位、同年同月十二日御剃髮。

一、同七十七代後白河院保元三寅八月十一日讓位、嘉應元丑年六月十七日御落飾、御法諱行眞、戒師覺忠大僧正業、承安二辰年十月一身阿闍梨と爲、文治三未年八月廿三日天王寺に於て灌頂。

一、同八十二代後鳥羽院建久九年正月十一日讓位業、元久三巳年七月八日御落飾、御法名良然。

一、同八十七代後嵯峨院寛元四年正月廿九日讓位、文永五辰年十月五日御落飾、御法諱素覺、御戒師天台座主尊助法親王。

一、同八十八代後深草院正元未年十一月廿六日禪位、正應三寅月不二十一日御落飾四十八。

一、同八十九代龜山院文永十一戌年正月廿六日讓位、正應二丑年九月十一日御落飾、御法諱金剛源四十四歳、御戒師大僧正了遍。

一、同九十代後宇多院弘安十亥年十月廿一日禪位、徳治二未年七月廿六日御落飾、御法名金剛性、同年十一月廿二日東大寺に於て御受戒。

一、同九十一代伏見院永仁六戌年七月廿二日禪位、正和二丑年十月十七日御落飾、御法諱素融、御歳四十九、御戒師公什大僧正。

一、同九十六代光嚴院禪位、後諸國御行脚、夢窓國師を師とし衣孟を受け給ふ。御法諱無範大和尚と申奉る。貞治三辰年七月七日崩御、即ち丹州山國庄常照寺開山是也。

一、同百一代後小松院應永十九辰年八月二十九日禪位、永享三亥三月二十日御落飾、御法諱素行智。

一、同百三代後花園院寛正五申年七月十九日禪位、文正二亥年九月二十日御落飾、御法諱圓滿智御戒師増運僧正と云々。

以上御代々は皆御出家の分、

一、人皇四十三代元明天皇養老五酉年五月御落飾御入道。

一、同四十八代稱徳天皇天平神護二午年六月重菩提心發。

一、同五十四代仁明天皇嘉祥三年三月十九日御落飾御入道。

一、同五十六代清和天皇元慶三亥年五月八日御入道、御法名素貞圓覺、宗叡僧正より御灌頂云々。

一、同六十二代村上天皇康保五亥年五月廿五日御落飾、御法諱覺貞。

一、同七十一代白河院嘉保三子丙年八月十四日御落飾、御法諱融觀、御歳四十四。

一、同九十二代後伏見院建武元戌甲年六月廿六日御落飾、御法諱理覺、御歳四十、戒師座主慈道法親王。

一、同九十四代花園院建武二亥乙年十一月二十二日御落飾、御法諱遍行、御戒師惠鎮上人。

一、同九十七代光明院觀應二年十二月二十八日御落飾、御法諱眞常惠、御歳三十一、御戒師泉涌寺了寂上人。

一、同九十八代崇光院明德三年十一月晦日御落飾、御法諱勝恩。

一、同九十九代後光殿院御閉眼之後御落飾、御法諱光淨、戒師泉涌寺竹岩和尚。

一、同百代後圓融御閉眼之刻御落飾、御法諱光融。

一、同百四代後土御門院明應九年九月廿八日御落飾、御法諱正等觀。

以上は御入道の分、

天平勝寶年中より寛永六年の頃迄に、御代治しめて僧と成り給ふ二十四帝、同御飾を下給ふ御入道し給ふ事凡十三位、王子にして僧と成り給ふ事凡一百八十位也。

追蠅拂 卷之人 終

一、此書也隨墮らをの相違往々無にあらざ、殊に活字不足に付き、本字にすべき處も假字にて補ひ、無據ときは其同昔の字を借て意を合せ置くなり。讀人前後の字に依て判段を加へて宜く見破すべし。

丹州龜山

宗 堅 禪 寺 藏

神敵二宗論辯妄

神敵二宗論辯妄序

神敵二宗論辯妄一部二卷、何人の著なることを知らず。人家鬻ぐ所の故紙推中より獲たり。客曰く、平田先生は百部千卷の著述あり。其見識の高卑は姑く置く。博聞強記、和漢を涉獵し、古今を網羅する餘力、佛門の淘汰に及ぶ。偉丈夫にあらずして何ぞや。然而して廣ければ深きこと能はず、深ければ廣き事能はざるは古今の通患也。馬選班固と雖また粗謬なき事能はず。然れども千古の史たるに害なし。先生の學また然り。その佛門の吹毛求疵せんとして却て其道を害する事を慮らず、先生の博聞強記を害せずと雖、其玄底を知らず、却て笑を後世に貽す。先生に於て深く之を惜むと。余云、同舟相憂ひ同乗相濟ふ、今や西洋各國と相並ぶの時、彼吞噬の風雨を起し、爪牙の波浪を激す。就中波羅特と云、希臘と云、加特力と云、その怒濤の猛なる、暴風の狂なる、火輪船といへども幾んど覆没の勢あり。神と云、儒と云、これみな同舟の客にあらずや。何ぞ之を防禦せずして睨牆するや。之を防禦するの策他なし、たゞ一片丹心の憂國の一志にあるのみ。余こゝに於て客の平田氏の爲に惜むものを以て憂國の志に惜まんことを望む。然則ち辨妄の辨も憂國の辨にあらずんば、辯を好むの謗を免れず、客の云云するも亦妄に惜む贅言なり。余が云云する贅言か、饒舌

か、好辯か。我その吾を忘る。客以て如何とかすると問へば、客答ふること能はず。

明治四年辛未秋日

凡例

- 一、引用する所の書校するに違なし。且活版印刷誤字なきこと能はず。
- 一、この書もと一卷なり。紙数の多きに依て強て本末二巻とす。
- 一、よくこの書を見んと欲せば、先づ茶店問答を見て、次に同辨訛、次に出定笑語附録を見れば瞭然たるなり。

神敵二宗論辯妄 本之卷

近世出定笑語と云へる四巻の書あり。羽州虧田の妄人平田篤胤と云へる者の著す處にて、其原を尋れば、延享元年の秋、攝州浪華の商賈道明寺屋吉右衛門富永仲基といへる邪人、出定後語と云僻書二巻を梓行して恣に佛教を妄謗し、又說弊と云書を作て天下の儒者を誘る。仍其師三宅萬年大に怒て遂に破門せり。後に其産を破て身を置に處なく、宇治黄蘗の摺經室に奉公して衣食を得、浪りに佛典を讀み一向に師承なく、乍ち邪計を懷て妄議を構へ此邪書を作り、佛門衣食の恩に背く。破法の重罪を犯すこと知恩の頑民なり。天刑不許現身惡疾を受て大に悔悟し、一室に蟄して死すと。吁誰か問し之。自レ牖執ニ其手ニ曰、斯人也而有ニ此疾ニ也。語論 次又服部天游なる者、其才學は仲基が十分一にも不足、叨りに其臭を襲て赤保々と云邪書を著して佛教を妄議し、遂に顛狂して自ら井中に投じ、舉體破烈、流血淋漓にして死すと。恰も魏の崔浩唐の傅奕に似同す。破佛の大罪、和漢已に如此。然に近來かの平田篤胤なる者、其嘔吐を啖て彼が邪書を國字に改作し、恣に蛇足を畫き惡口雜言を雜へ、恰も叫花子の鱗口の如く、見る者卷を掩ふに至る。彼自ら己が姓種を記して、

附録に^右云、拙者は今は由^ゆ有て平田氏を名乗れども、元來實父は大和田氏で尤も平田大和田兩氏共同^すじ出自で、畏も天照大神宮より御三十二世の御孫に當り在、桓武天皇の御後胤、常陸下總の國主千葉介平常胤が末葉で、血脈連綿して有もの故、すなはち紋所も斯やうに月星また澤^{つげ}瀉を著、胤の一字を冒して平の篤胤と申す^{已上}邪書

辨曰、吁狂妄人、愚人を盡惑するの甚き、此纒かの一節に三妄あり、一には世に僑痴の者在と雖も匹夫として恐多も天照太神より系譜を引者なし。又桓武天皇を天照太神より三十二世の御孫とは何のことぞ。皇胤紹運録等によれば、神武天皇まで太神より數萬歳を経て始て人王也。神武帝より三十二世は用明天皇也。桓武帝は人王五十代也。汝何ぞ人を欺く。^是一 二に千葉介常胤を常陸下總の國主などは今世を以て古代を測る、可^レ笑。鎌倉の頃は郡縣にて國主と云ものなし。特に常陸下總などは親王を國主となし、介は其下吏にて從六位上にて今の知縣事の類なり。類聚三代格、天長三年九月六日應親王任國守事上總國上野國常陸國爲^三親王國^一送^三任彼國^一身留^三京師^一文。後世八介と唱る者あり。出羽の秋田城介、相模三浦介、下總の千葉介、伊豆の狩野介、加賀富樫介、周防大内介、遠江の井伊介などの類なり。朝廷の御政衰へ、後土着となり、有勢の輩其地にありて自稱するなり。千葉介などは是也。何ぞ國守ならんや。漸く千葉一郡の吏なるべし。篤胤は郡縣封建の差別をも知ら

ず、今を以て古を量り兩國の主などは可^三大笑^一也。^是二 妄

三に千葉の末裔は、天正十八年の頃、千葉介重胤七歳にして駿州の原民部少輔胤成と俱に小田原城に籠城し、千葉も北條とともに滅亡す。^或後關八州徳川家の御領となり、千葉は頼朝已來の舊家なればと思召、其臣海上押田等へ御尋ありし時、兩人心得違ひ千葉を亡し玉ふにやと思ひ申し上るに

は、千葉邦胤若年にて横死し男子無之と云ゆゑ、重胤は長々浪々したり。仍て御召出もなく後に重胤入道して覺阿と號し、五十歳にて卒す。其子新助定胤、下總國に住す。其子千葉七之助と云もの有しが早世して千葉氏亡ぶ^{云云}。今狂妄人千葉の血統など、妄稱するも亦例の誑惑なるべし。或云べし、彼が奥の手の他の系圖を盗みたるか不^レ可^レ知^ル。又假令彼若武門の末裔ならば、彼仙府の林子平などの如く、海國兵談或は三國通覽などの如き武門要用の書にても造るべきに、妄に古道など、云僻書を妄作して愚人を盡惑するは何ぞや。^是三 妄

余弱齡より彼が邪書に於ては腫の穢を厭ひ擲去て讀まず。然に世に痴人多くして彼が馬^{うま}隸^{かたせんと}舟子の如き惡口を好みし近來頻に珍襲して之を弄び自損々他す。其中に於て彼笑語の附録三卷あり。一の卷は總じて佛法を惡口し、其趣は大略彼が俗神道大意に同く、傳教、弘法、及行基等を惡口す。末の二卷は神敵二宗論と題して、一卷は吾宗を罵り、一卷は日蓮宗を惡口す。今他宗は姑く措焉、我宗

の内にも曖昧なるもの彼に欺れ、かの邪書を弄ぶもの目に觸るが故に、不獲已^レかれが妄論を辨斥して此書を造る、因て名曰^レ辨妄^二耳^一。

出定笑語 神敵二宗論

辨曰、先此題號を踏破するに二とす。初に總題、二に別題。初に出定笑語とは、これ富永仲基が出定後語と云題の嘔吐^ハを啖^クつて名たる、題の法をも不^レ知^ク、殆ど捧腹に堪たり。先仲基が題は出定後語とは、彼龍樹の大論に、師子鎧の成實論に佛以^テ出定後^ト同問^ト世尊^トと云文を以て名たれば、少しは義ありとも云べし、篤胤が題は一向無義の狂語なり。何となれば散亂蠢動の泥凡夫、心地荒艸の鋤かす亂起亂滅の妄心を以て、聖者の如く出定の入定のと云こと、恰も猿の人真似とや云はん、不^レ知^ク量の妄言ならずや。況や其義理をも不^レ知^ク、出定とはなに事ぞや。汝何の時入定して出定と云や、入定もせずに出定とは、恰も啼ぬ鳥の聲を聞くにひとし、可^レ笑^ク。又定と云こと四禪八定のこと、汝等盲輩の知ることに非ず、叨りに出定など云ことを止めよ。偕次に笑語とは是亦義を失ふ。何となれば汝が意にては佛教を嘲り笑ふ意にて笑語と云なるべけれども、此亦其義を失す。まづ笑語と云字面は禮の祭義曰、齋之日、思^ヒ其居處^ヲ思^ヒ其笑語^ヲ思^ヒ其志意^ヲ等と。これ笑語は親の喜び物語り云はれし事を笑語と云。又古人の詩に花間笑語聲^所詩^選と作りしは、花を見て喜び樂み笑ふ事なり。汝が

思ふ如く人を惡口罵辱することには非ず。若し汝が思ふ如ならば、冷笑と云はゞ可ならん乎。近く豊後の劉石舟の詩に、秋好平安城下月。家々笑語雜^ニ砧聲^トと作しは唐朝などでは擣衣して遠征の人を思雜するに、我平安の皇都は太平を歌て家々の樂事を祝すると云ことで笑語と置たり。又語の字は論語、家語、國語など云て人の規則となることを語と云。汝が如き惡口雜穢語のことに非ず。然れば題號すら無義の妄言、一部皆同^レ之^ニ。吁汝が題は出情癡語と云はゞ可ならんか。已上總題を駁し畢る。

二別題 神敵二宗論

謂く、神とは皇國の靈神には非ず、汝が邪思惟より巧み出せる邪神道の敵と云ことなるべし。汝等が人を犯す狐道の敵となるとも、何の痛むことか之有ん。皇國のまことの神道はかけまくもかしこき今上天皇の天照太神より受嗣せらる、道ゆゑに神道と稱し奉る。汝等匹夫の知るべき道に非ず。故に此に論ぜず。若又天照太神の敵といはゞ大非禮也。古語曰、仁者無^レ敵^孟世典すら云に非ずや、汝が如く云はゞ、神は不仁の故に敵ありと云べし。さあらば忽神徳を失ふ。又外夷は不^レ知^ク、皇國の人孰か神を尊崇せざらんや。汝が思ふ如く神敵ならば 誰か一日國中に足を止めさすべけんや。汝等が論を俟たずして、朝廷より罰し給ふべし。又敵と云は彼胡元の忽必烈などの如く、吾皇國を奪

んとするものならば敵とも云べし。玉篇曰、敵、大的功、擊也、仇也と云が如し。然に皇國歴代の聖王も佛を崇め、特に近は先帝は、去る文久元酉三月、我祖の報恩講式歎徳文に宸翰を染て西本山に賜り、三部經を東本山に賜る。何ぞ神敵を讚嘆し翼護し給ふや。吾宗教の如きは王法を本とし、諸神を尊敬し神社を輕めず、例祭などには王法の如く敬肅奉仕し奉る。汝何を認めて神敵と云や。敵の字の意をも不知の狂毛人、汝は大橋慢にして己のみ眼ありて書を讀と思へども天下に學者あり、汝が無道の狂語を見て唾し嘲るを不知や。今汝が妄難妄破を盡く盡紛となし竟る。

附録一下^初云、神敵とは餘り事々しい名目のやうで、如何とも存することだが、是は神道學者の言ひ出したる語で、又さして不相應と申す程のことでもないから、まづ人の譯り能きやうに其儘用ひたのでござる。^至是は譬へば君父の敵の捨置まじき同様でござる等。

辨曰、佛法を神敵など名たる賊神道者は何奴かは知らねども、齒牙にかくるに足らず狂妄なり。篤胤亦其涎れを甜る不亦拙哉。さして不相應とも思はれずとは、汝が意にては不相應とも思ふまじけれども、他の正見の人よりは甚しき不相應なり。これ他なし、蝙蝠さかさまに懸りて却て人を逆行と見が如し。次に日蓮宗と吾宗を一組にして神敵と云。日蓮宗の所立は吾れ未だこれを知らず。其宗の學者宜く辨破して狂妄人共の膽を破るべし、仍て今置て辨ぜず。汝吾が神道とは何の妄言ぞ。

神道は皇國の道にして汝等が道に非ず、汝何ぞ私に吾神道と云や。汝は羽州の毛人にして今こそ奥羽も開けたれども、往古は蝦夷の地にて毛人國と云。汝が珍重する新井白石の蝦夷志の序云、夷多種落曰渡鳥。蝦夷在東北海中一者曰北蝦夷。其徒居于内地一者、北謂越國一東曰陸奥國。曰麿田、曰淳代、曰棚倉、曰津刈、皆東北之洲也と云へり。又齊明天皇四年、遣河部臣率船師伐蝦夷。麿田淳代會師迎降など記せるを見れば、秋田古代は麿田飽田とも稱して皆毛人國なり。宜哉汝が如き狂毛人を産せしことを。今此書に局らず、汝が儒佛神の道を惡口雜言すること皆蝦夷の闇囃なり。汝吾神道とは定て汝が偽造の瞽道のことか。狐道の妨となるは我宗の教法真正なる故なり。恰も似せ金づかひの正金を偽と云が如し。汝又云、此二宗ほど吾神道の妨害をなす者はないことゆゑ、止ことを得ず辨駁いたすこととござる。吾豈辨を好んやなど、孟子の聲色をつかふは可笑。孟子は楊墨の徒、聖道を妨るを拒ぐが故、豈好辨乎、不得已也と云。汝今それをまねぶは醜婦が西施の顰を學ぶのみ、不^レ忍^レ見^レなり。又云、邪魔せぬ者は篤胤に於て少も惡う云たいことはないが、向ふより邪魔することが甚しければ、此方より嚴く打拂はねばならぬ。譬へば君父の敵の捨置まじきと同様でござるとは絶倒に堪たり。此方の宗より篤胤へ邪魔したることなし。それを非理に神敵と唱へ惡口雜言を吐くは、法華經に三種の瞋恚あり、非理瞋恚は蛇蝎蝮蝎に喩ふ。此方より構はぬに人に噉

つく蠟、學者可_レ畏_ル又可_レ憎_ム。よくよく可_レ用心_ス。

同_右初_右さて第一に向宗と日蓮宗と、伊勢の大御神をも祭り奉らず、また餘神をも拜まぬ譯をあらあら云ひませう等。

辨曰、汝が此僻書一部の主意を糺明するに、唯此二箇條をもて我宗を誣て神敵と妄稱す。今これを推破すれば、汝が鄙陋の邪論ことごとく潰し了る。汝耳を洗てよく聞べし、先吾宗を一向宗と云こと愚俗の妄唱にて、一向宗と云は江州馬場の道場時宗の中に一向派あり。彼寺其本寺なり。吾宗を一向宗と云こと門ちがひなり。是には異論あれども今の緊要に非れば此に省く。如_ニ別記_一。汝云何の妄論ぞや。天照太神を祭り奉らぬ故、神敵など、は、愚痴顛倒の邪論なり。汝をば愚人共博學をもて呼び、己れも博覽を自負しながら古書實錄を不_レ讀_ムゆゑ、如_レ此の邪論をなす。或は又讀めども心に偏黨あるゆゑ、目の用を失ひ正理を解すこと不_レ能_ハ平_ニ、哀哉。今汝が爲に詳に辨ぜん、魂を丹田に收めてよくきくべし、抑々太神宮は朝廷の宗廟にて、往古は天子も神宮を禁中に祭り給ふ。日本書紀第五に據るに、崇神天皇六年迄神宮と皇居の差別無ししが、神威を恐れ給ひ、豊鍬入姫命をもて日の神の御璽八咫御鏡を倭笠縫やまと邑に祭り給ふと也。此笠縫の里に二年奉_レ齋_ス。又十一代垂仁天皇の御宇に大倭姫命御手代として、太神宮の宮所を改て山背國愛宕の里に奉_レ齋_ス。今上京柳原に古跡あり此に祭り給ふこ

と三年、又次に伊勢磯部の宮に一年奉齋。又次に太神宮の御託宣ありて、伊勢の國に宮居を改て御鎮座在んとの由にて、大倭姫命日の神の御璽を天冠に戴き、勢州宇治の里に到給ふに、一人の老翁現じて日の神の御鎮座宮の所を教へたり。是内宮の御鎮座なり。外宮は其比は丹波國眞井原マナナカに鎮座在す今本伊勢と云内宮伊勢御鎮座の後、人王二十二代雄略天皇の御宇二十一年に内宮と同所に移し奉るなり。此外宮は豊氣皇太神と啓すなり。此内宮外宮の御稱號は天照皇太神宮は内宮なり。豊氣皇太神宮は外宮にして、御神體は國常立尊なり。北島親房卿元々集七曰、外は遠の義、是天地開闢の始の神にておはす故に因_リ遠號_ニ外宮_一と云へり。ゆゑに内外は遠近の義にとるなり。兩宮秘書曰、内宮は火徳日の神なり、外宮は水徳月の神なりと書り。外宮は内宮の神託によりて丹波國吉佐郡眞井原より、伊勢國五十鈴川に移して日の神と共に鎮座し給ふ。今内裏に天照皇太神宮の御宮殿を建て、祭り給ふは、天子の御先祖ゆゑ常に尊崇して寶祚長久の神胤を繼給ふ。本社は伊勢の國宇治の里に鎮座し給ふ。爾れば太神宮は天子の宗廟なれば、民家商屋などにて平人の祭るべき神祇に非ず、三公王臣と雖も王法の掟を守り私に祭り給はざることは嚴重の愼なり。篤胤汝はこれをも神敵と云んや否や。五攝家方に御屋を立て置安し給ふは、太神宮等の神社に非ず、御先祖天兒屋根尊の宮殿なり。これは御先祖ゆゑ祭り給ふことあるべきはづなり。天照太神宮は天子に局りて祭り給ふべき神にして、

其天子さへ共に住しことを恐れて、本社を別に御鎮座を設け給ふ。決して平人の祭るべきことに非ず。延喜式四三十四伊勢太神宮の下云、凡王臣以下不得輒供ニ太神宮幣帛。其三后皇太子、若有ニ應レ供者ニ臨時奏聞文と。此式は人王六十代醍醐帝の時、藤原忠平公奉レ勅撰す。汝篤胤も定てみづらん。かゝる處目にみえざるか。汝何ぞ太神宮を祭らざる故神敵と云や。又太神宮式云、六年之勅、非ニ公卿ニ輒下ニ祈禱集斷、若欺者、在レ准ニ流罪トと。此式は鎌子大臣の撰也。所謂大職冠鎌足公なり。此公と入鹿大臣の亂の時、入鹿自ら寶藏に火を放ち紀籍を焚く。其時船史人惠澤ふねのよとあさはと云人火中に飛入り、神道極秘の書を取り出し天智天皇に上る。時鎌足公、入鹿に追はれ給ひ御命も危き時、天津兒屋根命より傳りし神道正脈の口授の義を意美麻呂に傳授し給ふ。此意美麻呂は藤原氏同姓大友の金村の子息にして鎌足公の甥子也。吉田家の先祖として、中興神道正統の家として、忌部の姓を賜る。此意美丸より三代の孫廣成に忌部の姓を改て卜部の姓を賜る。意美丸に船史人惠澤より上りし神道極秘の書の見寫を許し給ふ。鎌足公は終に入鹿を亡し玉ひて、上古より傳る神道の正脈を藤原氏に傳來即ありぬ。今の五攝家相傳し玉ふ處也。爾れば吉田家この神道正脈の家とも稱すべし。爾るを彼狂毛人が俗神道大意の三卷に、吉田家を殊の外惡罵し己が偽造の誓を以て誇るものは、上に云似せ金遣ひ正金を偽とするがごとし、可レ惡の甚きなり。然らば上に擧る文全王法を守る龜鑑なり。然れば王

臣と雖私に祭り給ふこと不レ叶、皇太子といへども私に幣帛を上ることを許さざるの禁なり。況や賤民の類、不淨の吾屋に神棚を祭り、天照太神に幣帛を上り、汚穢不淨乍ら神に馴れ近づくこと大非禮に非や。神は非禮を請けず、上古古代の帝在位六年の勅に、伊勢本宮には萬民の社參を禁ず、公卿王臣たりと雖も、勅許なくては參宮すること不レ能の禁なり。三代實錄左大臣時平曰、二十七代繼體天皇之御宇、鈴鹿川上太神宮荒魂祭、公卿以下萬民此所參詣勅許在と。此は本宮と別所なり。此時も伊勢の本社へ參詣することは、公卿と雖も勅許なしとなり。釋日本紀に據るに後に第十一代垂仁天皇御宇、伊勢國五十鈴川太神宮を祭り給ふ。已來人王六十六代一條帝の時までは諸人の參詣を禁じ給ふ。此天子の御代に公卿以下平人までの參詣を許し玉ふ。それ迄は庶民の類御恩を思ひ、隠れ忍んで參りたるを抜け參り影參と云ふとなり。この故實後世人口に残て御影參り抜け參りの詞あり。如レ此庶民の參ることすらそれ迄法度なりしことなり、況や不淨の民屋に太神宮を何ぞ祭り奉るべきや。伊勢の神職と雖、王法の掟は私に祭ることを禁ずる法なり。伊勢の大夫宅内に太神宮を祭るを王政咎を蒙しことあり。百練鈔村上帝代第四云、長元三年八月五日、召問祭主輔親、去六月荒祭宮託宣趣申云、齋宮頭藤原相通妻、宅内作ニ太神宮寶殿、詐假ニ神威、誑ニ惑愚民、其罪已重、八月相通配ニ伊豆國、妻比賣古曾流ニ隱岐國云云。神國決疑編中取引神宮雜事如レ此古へも王法の禁令に背きたる者罰を蒙となり。

後世巫覡等私に祭りて、祈禱して神威を售^ウをよしと云はんや。庶民の家に太神宮八幡宮の祭祀を構へ、侵汚の僭上を恐れざるは愚蒙の甚きと云べし。爾れば士庶人の家に太神宮を祭らざるは天朝の掟にして、私に祭るは僭上の罪なること向來述る處の如し。吾祖は大職冠の末裔にて在すゆゑに、此禁令を守り門徒に太神宮を祭ることを禁じ給ふは、王法に隨ふものなり。然るを顛倒して吾宗を神敵など邪論。吁汝が妄難妄破の根本已に摧破し已れば、枝末の間論は不^レ破して自ら破る。不^レ亦快^{ナラ}乎。爲に報ず。向後決して吾宗を神敵など云狂論を吐くこと勿れ。次に云、餘の神をも拜ぬとは、吁狂毛人何ぞ人を誣るや。吾宗の人誰か神を拜ぬ人あるや。五帖の勸章所々に神社を輕むべからず。又諸神諸佛を輕賤せず等の、人神を敬ふこと他宗に超えたり。但し私に祭らざるは如^レ上。辨識者裁焉。已上根本の妄難逐一に破し竟る。

同^二淨土宗の一向專念と云て、ひたすらに彌陀を念ずると云宗意を取て立たる宗旨ながら^{中略}右

もみな太神宮の御物で、それを分ち賜はりてあるのぢやと、世の人の難^レ有思ふ其心のことくく阿彌陀に移させ等。

辨曰、上に彼が吾宗を妄に神敵など、誹る賊手を折却すれば、妄難妄破は瓦解氷消すれども、これより以下亦例の他の僻説を盜來て人を罵るゆゑ、朦昧の者を欺誑せんことを恐れ、刷毛つゝでに踏

破すべし。狂妄人依^レ經分^レ宗、依^レ宗教別と云ことを未だ曾て知ず。妄案邪推して人を罵る。まづ一向專念無量壽佛、執持名號一心不亂とは大小二經の金言ゆゑに、龍樹天親より曇鸞、道綽、善導、源信、吉水、吾祖と一貫鴻瓶して、淨土門の至要其義深玄也。汝盲徒の傍觀して思ふが如きには非ず、今汝等に示すとも盲人に墨白を示す如きゆゑ不^レ言。若し知んと欲せば門に入て問へ。汝云、法然は念佛は勸めても外の佛を念ずることや、神を拜すること迄止めよと云處までは、氣もつかずにゐたるゆゑ制しませなんだゆゑ、さして邪魔にもならなんだとは、汝未だ選擇集を不^レ知歟。可^レ笑。爲に報ず、不^レ知爲^レ不^レ知矣。又汝云、處が親鸞は甚だ利口奸智の勝れた僧で、とても佛道の本意たる妻子を持たず、雜行雜修とて門松も立てず、人並のことも爲さず、また蠱食をし生ぐさを食はぬと云やうなことは、人たる者の決してでけぬこと、見抜て、觀音の夢想と偽り、肉食妻帶の宗旨を建立し、釋迦の掟に背ても時機に應ずる一宗を始んと企たてござる等とは、破曰、汝狂夫佛道の本意たる妻子を持たず等とは妄推可^レ笑。口ひろくも佛道の本意、何ぞ狂夫盲客の窺ひ知るを得んや。爲に示さん。轉迷開悟なり。其迷悟を教ふるは應病與藥にて、其病に隨て藥を與ふ。妻子在ても佛道に乖かず、所謂在家の菩薩是也。現に大聖世尊すら妻子在す。十二遊經^右云、瞿夷者是太子第一夫人、其父名^二水光長者、太子第二夫人^三羅云^二者名^三邪惟檀、其父名^二移陀長者^三。第三夫人名^二庶野、其父名^二

釋長者。以^レ有^ニ三婦^一故、太子父王立^ニ三時殿^一、各有^ニ二萬數^一、三殿凡^ニ六萬數^一。此經一卷東晉沙門迦留陀 大聖世尊三夫人在し、羅云、善星の二子在すこと明晰たり。汝等若し吾祖の畜妻搗子を誹謗せば、何先本師世尊を難ぜざるや。彼等定て云はん、釋尊妻子あるは在家の時なりと。今謂、大經言、從^ニ右脇^一生、現行^ニ七步^一止舉^テ聲^ヲ自稱^ス、吾黨^於世爲^ニ無上尊^一。又法華壽量品に依れば、五百塵點の古佛豈眞俗の別あらんや。三妻二子在せども成佛を妨げず。世典尙云、父在時則觀^ニ其行^一、父沒則其志論^ヲ吾祖も慈世尊の行を觀、又其志を鑒み、末世の凡夫を救ん爲に此行狀を開許す。謂く、道をば得る、形に非ず、其法を得るにあり。故に世尊も勤苦六年の後得^ニ微妙法^一成^ニ最正覺^一と説く。此微妙法とは念佛三昧にして、般舟經に所謂、三世諸佛依^テ念^ニ彌陀^一三昧^ニ成道正覺^一と説くこれなり。何以得^レ知^ル。大經上の終、華光出、佛説^ニ微妙法^一と云ひ、下卷演^ニ暢妙法^一といひ、觀經に爲^ニ説^ニ妙法^一と云。皆是念佛の法門なり。爾れば、たとひ今日の凡夫妻子にまつはるゝとも、念佛三昧の微妙法をうれば、臨終一念の時大般涅槃を超證すること何ぞ疑を容んや。是彌陀世尊深重の誓願力なり。故に南本涅槃經四^ニ八右四相品^一に、迦葉菩薩言、佛已度^ニ煩惱海^一者、何緣復納^ニ耶輸陀羅^一生^ニ睺羅^一と詰問す。佛廣く答へ給ふ。つゞまる處、欲^レ隨^ニ順世間法^一故、示^ニ現如^一是等^一と。可^レ尋^ス。世に朦昧の僧俗及狂夫在て吾宗の周妻荷肉を謗る、吾宗徒も亦之を苦み妄に陀の經論を引て例之す。事實を曲會して誹謗を禦

がんとすれども皆非矣。佛意已に上に引く涅槃經のごとくなるゆゑ、世間法に隨順して正嬌淨肉を開許するとも、何ぞ非理の横誦を生ぜんや。故に吉水大師曰、聖にて申されば妻を儲て申すべし。妻を儲て申されば聖にて申すべし。又曰、魚くふ者往生せば鶴ぞせんずれ、魚くはぬ者往生せば猿ぞせんずれ。くふにもよらずくはぬにもよらず、念佛すれば往生はするぞと源空は知りて候と。可^レ見^ル。吉水も亦機に應じて正嬌淨肉は開許し給ふことを、汝等何ぞ一概に妄論するや。吉水の意如此なる故に、吾祖に局らず、上足の門弟隆寛、湛空、聖覺等、皆妻帯なれども上足なることを妨げずなれども人々をば誹謗せず、獨り吾宗のことを嫉謗するは、今世門葉繁昌するを以てなり。吁陋哉。汝云、釋迦の掟に乖とは汝擔板漢、出家修道のみ釋迦の掟と思ふか。佛に四部の弟子あり、又在家の菩薩あり。彼も一機なり、是も一機なり、勿^ニ妄議^一焉。又汝云、師匠の法然が一向專念と云て、念佛三昧の宗意の腹としながら外の佛をも頼み、神をも拜むと云處が有ては猶いまだ專に彌陀を信ずると云てないから、則阿彌陀經の要文一心不亂彌陀名號と云文から取て、第十八の御誓願じやと云て勸たことだがと。今辨云、吁汝闍天の妄推可^レ笑^フ。一向專念一心不亂は淨土門の至要、大小二經の眼目也。故に吾祖此文に據て自力をすて、彌陀に歸すれば、如來光明の中へ攝め取り王ふゆれ。又觀經眞身觀の誠説、汝が云第十八の御誓願なり。何の不可かあるや。又次に汝妄言して、さすが

御國は神國で各神を信ずる心は止まぬ。なを一向一心不亂と彌陀に隨歸する處に引かゝり有ては人が進まぬ。是ではいまだ人を誑しこむべき藥味が足らぬ故だと心付て、夫からまた深く工夫したとみえて、かの弘法が天竺に名もなき大日と云佛を僞作して、天照大神の御本地じやと云て世人を惑したる大奸曲の一味を盗んで吾宗旨に調合し、かの阿彌陀の本願とやらん、光明遍照十方世界、念佛衆生攝取不捨とか云ふ處などが、天照大御神の世をあまねく御惠み遊ばさるゝ御徳にも似たるさま故、とり付て、阿彌陀やがて天照大御神の本師じやと云張たものでござると。辨曰、吁狂妄人戲言出於思と。これ汝が盜賊の本音を吐露する處、陋哉。我近頃不レ得レ已、汝が僻書をよむに、十に八九はみな他人の説をぬすみ來て、或燒直し惡口雜言の蛇足を畫くものなり。其根性の鄙劣なること外に比類なし。彼れはもと本居宣長の弟子と稱すれども年代違へり。我或る和學家の説を聞に、彼れ本居の高名を聞て宣長の没後の門人の數に入んと、其嗣太平に請へども如レ此不人品の者ゆゑ、門人の數に入ことを許さず。其後自分免許に本居の弟子と稱し、本居が古學と云し言を燒直し古道と名け、古史徵、古史成文、古道大意など、さまざまの僻書を梓行し、本居が虎威を假て昏々の野干學者を蠱惑するものなり。豈可レ不レ惜哉。他よりこれを見れば替史徵、替史成文、狐道大道とも云べし。彼が書は眉に唾を塗りて化されぬ用心してよむべし。而彼人の説を盜むなどは盜人猛

々布なり。さて高野大師を深く惡み奉て惡口するに、かの弘法が杯と云は白癡なり。弘法辱くも天朝の勅諭なるを不レ知や、可レ謂レ狂矣。又云、大日經は元來僞にて天竺に名もなきもの、空海在唐の間唐人を債て拵たが三部の密教なり。南天の鐵塔を芥子を投て開き、金剛薩埵に逢て密教を傳へたとは太の虛妄。天竺に密教のなき證據は龍樹の大論や、玄奘の西域記に一言もなき故なり。杯と、滅法なる大たは言つき出す。辨じて曰、これはなき筈なり。大論は全部一百卷、大品般若經三十卷九十品を釋するゆゑ、大智度論と云、又釋論とも云、略して大論とも云。大品經は顯教にして密教に非。何ぞ密教を説んや。所釋の經になきことで、何ぞ能釋の論に説んや。これを不レ知も愚哉。又西域記の如きは、辨公渡天の旅日記なり。辨公渡天は瑜伽唯識を學せん爲に渡天す。密教は求る處に非ず。何ぞこれを記さん。又汝は龍樹別に金剛頂瑜伽止發菩提心論一卷あり。不空三藏の譯にて専ら密教を説、眞言宗十卷書の隨一なり。汝不レ知して大たわ言をつき出す。可レ大笑。さて又南天鐵塔のことは汝が本店の出定後語に、眞言家のことを曼陀羅氏と云。其糟を啖ふ蘇門が赤保々に此南天鐵塔のことを破して、かの西域記の清辨菩薩素洛宮に、今慈氏の出世を待と混ぜり杯と僻論す。篇胤又例の賊手これを取來て云云す。爾れども彼仲基が説を解せば後語下^{十八}胎成現圖善無異於^{十九}金粟塔下^{二十}所寫、金剛現圖龍猛開塔時所^{二十一}現。亦各張^{二十二}其傳承^{二十三}云、爾後世學者合^{二十四}之者非也。又案龍猛鐵塔

中所^レ得者金剛頂經也。事見二十不空義譯^一等と云。爾ればこれ汝が密教天竺に名もなき物にして、空海在唐唐人を雇て作る杯と云僻説と矛盾す。可笑^ッ。又狂妄人が拙作の俗神道大意四卷あり。初卷は専ら行基最澄空海等の師を謗り、兩部神道も唯一神道も皆佛者の偽造と云、三卷目には吉田家を特に悪口し、中にも兼俱をば大光棍杯と罵る。是亦明和の比鈴木行義なるもの、神道書目集覽と云板本一卷あり、其説を盗て蛇足を畫けり。唯白川家にはかり諂諛す。其さま左ながら妾婦の醜態にひとし、不知^ラ恥^ッの妄人ならずや。吉田家にてこれを辨斥せられぬは、上に云ごとく吉田は神道正脈の家がらゆゑ、狂妄人などは斗筭と見下し捨おかるゝが、其上俗神道大意とは、立題の法も不知、たゞさまぐの悪口雜言人をして嘔噦せしむ。余が知れる相南の學者、俗神道大意評閱を造て辨破せらるれば欲^ス知者尋見るべし。又汝云、龍樹の南天鐵塔を芥子を投て披きしは、太神宮の岩戸隠れを盗むなど、狂毛人已がとかく盗むが御好きゆゑ、以^テ己^ガ方^ノ人盗むと勸れば人を罵る、呵々大笑すべし。龍樹の芥子を呪して鐵塔を開くこと、密家の説には竺國開扉古法なる由、梵の囉爾迦此云^ニ芥子^トと。又慈覺大師將來の梵語、雜名には囉引移補怛羅を芥子と云なれども、これは鐵塔を開きしは罌粟なるべしと云へり、可^ニ更考^フ。次汝云、太神宮を世人の難^シ有思^フ心を阿彌陀へ移させる杯とは、是亦妄言。諺に蟹は甲ににせて穴を穿つと。凡夫の力にて神を尊ぶ心を佛に移さるゝもの

ならんや。若し汝が思ふ如く崇神の心を佛に奪はるゝならば、神は靈威なしとも云べし。汝が妄言暗に神威を失はしむ、豈白癡にあらずや。佛者は却て笑はん。佛を難^シ有思^フ心を神へ移させんと欲して、移し得ざるなりと大笑すべし。其次に然^ラうたいた處へつけこみ杯と、これ已下十二行半ほどの悪口は、全く俗にいふ豆藏千代保久連か、又叫^カ花子^ノが饑口、中々讀も嘔噦する斗りなり。是にて彼れが人品を想ひ見るべし。中々彼が書は机書にのするも穢はしきものなり。我不^レ得^レ已^ム之^ヲを辨駁するも、世の君子の嘲を深く愧る處なり。噫。次^五已下先第一に云べきは肉食妻帯のこと等、これより^{十三}左^ニ。二行までは狂毛人が例のおはこの盗人なり。辨折して汝が盜手を折却せん。是は寛政の初、東都に東龍谷の末寺に礫川某寺に宗圓とか云るものありて、茶店問答と云僻書二卷を梓行す。この僧一向に宗旨のことにとく、いはゆる毛を吹て疵を求る類、先づ第一題號からが茶店問答とは何の戲氣^ナぞや。吾宗は勿論諸宗の學者大切なる佛法を茶店の茶語に論ぜんや。大道大路關屋船中などにて佛法を語ること五帖の勸章大禁制なり。それをも不知^クらひの妄僧、いふ所ごとく妄談、一もとるべき處なし。所謂覆醬にもたらざる書なり。然るに洋家の末資に普濟道人と云へる醉狂人ありて、かゝる僻書を吾宗を本説と心得、これを破さんため辨訛二卷、附録一卷梓行す。それを讀むに一向に所破の義を不知、豈能破中るべけんや。辨郎訛の持業立題して可なり。又其法類に

や尙全と云僧是を開版す。立敵ともに能き匹敵、盲人同士の抓合つかあひと云べし。寛政二年の冬東都駒籠こまご象湖寂有と云人、辨訛刮二卷著し、又周防の貫道と云人、正訛篇七卷を著はして妄難を斥々すと云なれども、寫本ゆへ本乏しく今略して彼れが妄難を辨斥し、篤胤が彼が嘔吐を盗み啖し醜態を彰はさん。先此に擧る處、吾祖のことを記せる御因縁秘傳鈔とか云る、作者もしれぬ僻書ありときく。これは一向正説にあらず、いはゆる談柄家の附會の妄説にして、かの善光寺四卷縁起、隅田川の鏡池傳の類なり。或は吉水秘傳鈔、正源明義抄、正明傳など一類の盲書なり。本宗には用ゐざれば返斥にも及ばざれども、六角堂靈告の四句の文を妄難妄破して愚人を惑はすゆゑ依リテ之今辨破す。汝告命の文を擧て、此語は昔より聞者嘔吐へどをなすことぢやが、此説に六の不埒あり。汝等鎮徒の嘔吐を盗み食つて、不埒など、鄙拙の雜穢語を以、吾宗を辱しめんとして、恐多くも觀音大士まで惡口し拔舌の罪を恐れず、訛者は終南吉水の嚴誠に違逆す。般舟讚に破法の人は諸佛の法眼を破壊すと誡め、吉水は選擇集下四修章に同縁同修業の者を敬ふべしと示し給ふ。たとひ又敬ふこと不能とも、惡口罵辱するに忍んや。狂毛人は固より無眼點才のしれものなれば勿論なれども、盗まれたる本人も古今絶倫の大不埒に非ずや。兼實公の請し給ふことは實録になれば辨ずるに及ばず、玉日姫を以て吾祖に嫁し給ふこと、定めて深き譯合やあらん。今は疑を闕きて辨ぜず。又云、其前年に女媭食肉の告命

あつたことならば、争か其翌年の元久元年七箇條の管紙に媭肉を止る連判の中へ親鸞の入べき謂はないでござるとは、盲漢七箇條の起請は正媭を止むるためにあらず、非梵行を止る爲なり。吾祖のみならず湛空、隆寛、蓮生、戒心等妻帯の御弟子あまた入たり。七箇條を見べし。次に云、汝御弟子の中一人賜り在家の僧となし、人の疑を晴し念佛者の手本となされよと仰られたる由なれども、此願に極難不通のことあり等。破して曰、汝が妄難こそ實に極難不通の大たはけ、辨訛者及狂毛人どもに庶罪性罪の差別をも不知、極難不通の寢語をなす、今爲に示さん。耳の垢を穿て諦聽せよ、性罪と云は在家授戒、未授戒によらず、これをなせば罪となるを云なり。遮罪とは性罪ならねば、在家又未授戒の者これをなせども罪とならず、出家或は已に授戒者これをなせば罪となるを云なり。然るに正媭は遮罪にして性罪にあらず、殺盜妄、何れも性罪なり。然るを妄人共遮戒を弛むるを五逆等を許すと同事なりと心得て、盲難を致すは實に不埒中の大不埒なり。元祖何れの處に盜をせずして申されずば、盜をして申すべし。火付をせずして申されずば、火付をして申すべし。至親を殺して申し易くば、親を殺し申すべしと仰られたるや、狂とや云ん謔語とや云ん。我名ることを不知、爲に報ず、盲人共少しは恥を知れ、不知恥は禽獸なり。汝が云、味ますに理のなき處を以てすれば、匹夫も之を訕ると。盲人共それ慎めや。次に又云、月輪殿の系圖を見るに、御子十人の中一人のみ

女子にて、後鳥羽天皇の后宜秋門院にて玉日と云者なし等と。今破して曰、汝等が公卿傳とさすは行狀翼讀儀に出す。人見氏が大系圖のみを守株して、外に委き系圖あることを不知。藤原公定の撰べる大系圖第十四云、印信母月輪關白兼實公女と。印信は範意の坊號也。玉日の御事に異説あれども、宗家の實事を擧て、邪徒の謗を斥するなり。人見氏が系圖は脱漏往々なり。それはともあれ玉日御方のことは、眞宗の聖教の反古裏十六右この覺信はすなはち御遺跡御相續の御子なり、御母は專信の御房月輪禪定殿下の御娘玉日と申せし貴女なり等と記せるのみ。其他所見なし。玉日姫はいかにも殿下の公女なれども、いかなるわけにて高祖の御室となり給ひしや未詳。それは姑く措く。汝等たとひいかやうに云とも、此事に於ては九條家に於て我息女なりと許し玉ふ上は、滿天下の書に虚なりと云ども實なること不可カク苦諍一也。可定百篇と云べし。その上、城州深草小御堂に玉日姫の御墓あり、御小堂の扁額も九條殿下の御眞筆なり。加旂深草東福寺は九條家の香火院なり。而に文久元酉年三月宗祖六百回忌の中、彼寺にて玉日姫の裝束を縦拜せしめたり。余も親く拜禮せり。萬人の知る處、邪黨舌をも動かすことなかれ。以上事次七四句の文點云。御傳照蒙記知云、此偈文に文點を施してこまかに解釋することは、先哲より制止なりと。此是此偈文は吾祖一人への御告に非ず、御夢想記に救世菩薩善信にのたまはく、これ我誓願なり。この誓願の旨趣を宣説して、一切群生にとさ、かしむべしと云。これは救世菩薩

薩かの法華經普門品に説處の、三十三身化益の誓願を十方の衆生に説きかせよとの御告なり。次文云、これによりて善信夢のうちにある乍ら、御堂の正面にして東方を見れば幾々たる岳山あり、此山に數千萬億の有情群集せりとみゆ。その時此文のこゝろを彼山にあつまれる有情に對して、説きかしめおはるとおぼえて夢さめ已ぬと云。此大意を按ずるに、吾祖一人への告命に非ざること明けし。然を秘傳鈔茶店問答など云へる妄説、この御告を觀音玉女と現じて、吾祖と伉儷の納めを成給ふことなど、妄解し、玉女を牽強して玉日姫のことなど、すること大に非なり。故に狂毛人どもの難を招く。此偈文は救世菩薩甚深の大悲の偈文なれば、此ま、解釋せずして可なり。密咒の翻譯せずして唱る類なり。然るを整ひに解説して人の誹を招く、可ケン不ル慎哉。他家に此偈文に就て秘傳口決など、いふことあれども、吾は不レ信ニ祖意ヲ。豈さやうなる隱密の妻帯し給はんや。祖意は至リ下ニ可レ知ル。次に汝云七左今時わづか唐詩選を素讀したるばかりの小兒でも、かやうな卑劣の句を吐かず等。辨じて曰、辨訛者并狂毛人どもに、都て佛典のことは更に學ばず、不通の狂語を吐く、佛菩薩の大悲度生の偈文などを、空詩浮文杯と心を謗罪を犯す。佛經の偈は實情を示して人をして解し易く、利益せしむるを證とす。これは源は天竺に二途の文法あり、唯識樞要上本八蘇漫多底彦多の二名を出す。慈恩傳にも此ことを示して、佛經は多く蘇漫多による、これは汎爾の平聲ひら言なり。底彦多は典

雅の文なり。これ雅文なれども解し難し、例せば六經の文章典雅なれども解し難きが如し。依^レ之、譯家多く蘇漫多を用ると云り。汝等は矇昧にして、かゝることをも不^レ辨、兒童の唐詩選杯に類似する其意、稚^ナ哉。次に行者と云稱呼を難ず。辯曰、凡行者の稱呼に總別あり。總るは佛道修行の人をさし、別しては念佛行者なり。觀經に勸進行者と説玉ふ。今は一切群生に説きかしまむべしとあるからは、一切修行人を行行者との給ふこと知べし。今吾祖に告て行者宿報との給ふは、通じて末法濁世の比丘、たとひ初清淨有戒の人も、惡勝善劣の欲界に生を受、宿報免れ難く、彼羅什三藏等の如し。念佛行者の大徳にも宿報是非なく妻帯せしに、我普門示現の利行同事の悲化をなさんと云なり。若又別して吾祖に告給ふは、別して吾祖の化導率士に周徧して、教化末代に輝くを以^テ可^レ知、菩薩の悲心、凡愚測り知るべからず。勿^シ盲議^ス焉。次に設女犯の犯の字聞えず。犯は淫事に限らず法度を背くことを云こととて、囚人を犯人と云等と。今謂く、誰か教を待ん、書經に法を亂り掟を破る者を歷人犯人と云が如し。汝云、正姪と云て夫婦の上には犯といはず、然れば女犯とは密通不義のことじや。觀音は何とてかやうに文盲ぞや等。辯曰、訛者夫婦の上には犯と云はずとは盲^ナ哉。智論に多姪の梵志のことを説て、晝夜八十度犯^レ妻^ヲ不堪^ニ其苦^トと説く。これは、正姪をも犯と云証據なり。初地の菩薩、かくは文盲ぞやと云ると欲するや。文盲は汝にあり、狂毛人が不^レ知も不^ニ亦宜^ナ乎。汝等はすべて此偈に女

犯被犯など云字あるゆゑ、卑劣の毒々しきのと譚語を吐く。今汝等に唯識論偈曰、如^シ夢中夢^レ女動^レ身、失^ニ不淨^一文。或俱舍論六天交欲偈等。若汝等をして之を評せしめば何とか云ん乎。何ぞ靈告の偈を誦りて鄙俚と云や。畢竟鄙俚は汝等が心鄙俚なる故に、此偈文を見て鄙俚と云。例せば維摩經觀衆生品第七の説に、天女華を散ずる時菩薩の身には華著せず、聲聞の身には華粘着す。舍利弗あはて、拂ひ落さんとすれども華不落。天女身子に問、汝何ゆゑに華を掃ふや。身子答曰、これ沙門の身には不如法の故に拂なりと。天女笑て曰、菩薩の身には此華不^レ著、聲聞衆は心に執着ある故華粘着すと恥かしめたり。准^レ之に今汝も其心極鄙俚にして、女犯被犯などの字をみて己が心に執着あるゆゑに鄙俚の毒々敷と狂語を吐、己が心の穢らはしきを人に吐露するものは盲昧の甚きなり。篤胤はもとより佛教には警故不^レ知は尤なれども、辨訛者もあされ果たる痴人なり。涅槃經言、有^ニ妬心^一則^チ有^ニ誹謗^一汝等吾宗の盛大を嫉妬するゆゑ盲論をなす、何ぞ愧を不^レ知耶。汝等は字法文理に暗くして、犯女と女犯との差別を不^レ知。其上自家の和語灯をだも解ざる文盲にて大言を吐く。今爲に犯女と女犯との差別を示さん。夫れ犯女と云ときは姪事の上に於ての犯不犯のことになり、在家の人の受戒は自妻正姪は犯に非ず、奸^ニ姪^一他^ニ婦女^一、非時非道等の邪姪を犯戒犯女と云釋氏要覽上云、在家受戒云、非梵行緣、一切都て斷故文と云リ北本涅槃經第二十一^丁に正姪を許して邪姪を誡る文に言く、不^レ犯^ニ他^ニ婦女^一、自妻不^レ

非時ニセ一ニセ施持戒臥具則生ニセ不動國一文。要覽中十五云辨意。長者子經云、有レハ三五事一得レ生レ天一。一ニハ不レ殺ニ物一命一令ニ衆生安樂一。乃三貞潔不レ犯ニ外色男女一云。俱舍頌疏十六云、不レ可レ犯ニ受戒女一文。爾れば犯女とは犯ニ他婦女一犯ニ受戒女一と云の略語也。又女犯と云ふは犯戒を上ニに付て不殺盜及四業等の犯戒にカ揀ニんで、離非梵行縁、不姪戒を違犯するを女犯と名く。其證は和語燈七遺能谷入道云御返書。又女犯と云ふは不姪戒の事にこそ候なれ云。釋定照姓藤氏京師人至少年無色犯とあるも女犯と云ひ、生涯不犯なるを無色犯と云へり。又要覽上五十五云、優婆塞戒經云、一切善下善法、心爲ニ根本一。根本故說。比丘犯有ニ三種一。一身、二口犯。故但制ニ七支一文と。爾れば女犯は身犯に三ある中の非梵行縁の事にて、犯すとは犯戒のこと也。又涅槃經會疏十七初云。密迹經云、闍王是方便ニ現滅逆之方一。乃此經威力能除ニ重惡一令ニ實犯者澤定歸依一等。これ亦犯は犯戒の謂なり。實犯者とは大聖の權犯の方便に對するの言なり。是を以て此偈の二箇の犯の字を見るに、初句に設女犯と云は犯實をも兼、次で句に被犯と云へる犯は是大聖方便の權犯にして、實犯者の罪惡を除滅せんがための普門示現なること彌一明一なり。汝管見頑癡にして和語灯をだも見ず、横に聖言を毀謗す。逆謗の大罪怖るべし。又可レ悲一。本業瓔珞經姚秦涼州沙門竺下十七言、應ニ受有ニ而犯者勝無レ不レ犯一。有犯名ニ菩薩一、無犯名ニ外道一文。救世の靈告これを示すところなり。さて設女犯の女犯の字世俗つねに女犯といへども、偈文などにては犯女とか、ずば文法

に叶ふまじと云人あり。是亦兩土の語法を不レ知よりの盲說なり。南山律師の四分戒本疏に釋し給ふを見て惑を解くべし。彼疏ニ之上一十六左云、然隨レ俗相語法不レ同。西梵所レ傳、前列ニ其境一後以ニ心縁一。如ニ鐘打佛禮之類一也。故使ニ經律有ニ斯例一矣。若據ニ東夏一先レ能後レ所故應號の爲戒レ姪耳。若謂ニ姪戒一從レ本レ義也。若謂ニ戒姪一從レ時也。兩通俱得、慎勿レ迷レ名文。此說を以てよくレ知るべし。訛者も狐道者も佛書を解す法も知らずして、海口添談にして愚人を蠱惑するは可レ憎レ奸賊なり。扱汝等云、又次の句に我成ニ玉女一と云へる成の字聞えず等とは、聞えぬは聲なる故ならん。今示さん、たしかに聽くべし。先汝等是我玉女の玉女をば直に玉日の御方のことと存じて、妄論すれども不レ然。玉日とは玉女と云る告命を以て名けたるには非ず、別に緣由あつての名なり。告命の玉女は玉は尊貴と美麗との二字を表す。譬喻經曰、須臾見下七寶宮殿有ニ一玉女一、獨坐ニ其上一文と説給ふごとし。即現ニ婦女身一のことなり。又云、我成と云へる成の字のことと文字のことは、一向に牆面の輩なり。成の字も反切にて義の違のことを不レ知人を罵る。汝が思ふ如きは清の韻にて時征の切、音承、就也、畢也。又作爲の義の時は陳羊切、音常、爲也。訛者などは朝夕讀誦する經文さへ辨へず、大觀二經に變化作爲の文理の處に成の字を用たること數處にあり。大經に在ニ虛空一化ニ成華蓋一文。觀經成ニ光明臺一と説く。これは爲作の義也。又觀經に經ニ半劫一已成ニ阿羅漢一と云は、小乗の人淨土に生れて本習

に由て羅漢となれども、ついに回心向大す。汝が思ふごとく羅漢に成り已て向大ならずと云はゞ、大乘善根界の徳を失ふ。豈然らんや。又楞嚴經六左いはく、令我身成三十二應、入諸國土。これはこれ觀音の御言なり。我成玉女と一口に出ること豈可諍哉。これも亦三十二應を成じて、元の觀音に反らずと云んや。補處の菩薩は汝等が思ふ如き不自由なることに非ず、可笑。此外經文證據多けれども、汝が珍重する唐詩選を引て示さん。地轉錦江成涓水。又千峯盡成雪と。千峯雪と成きつていつまでも消ずば四時の奇觀なるべきに、ほどなく消てもとの千峯の翠色となるは残念なり。人を非に惡口せんよりは、先づ文字の學をなすべきなり。如し此聖者の大悲を以て説給ふ偈を愚弄し、沙彌に託して作る偈を觀音大士より句調の高きこと百倍など、はあされはてる狂言。どこが百倍ぞや。かやうな句ならば、今の幼學詩韻で作り習ふ手習兒も造るべし。何の益あらんや、可笑也。又汝云、佛菩薩の化をなすに、最初に本地身を明すこと其例を不聞とは、今謂、此下の盲論皆井蛙の僻論なり。汝未聞とは耳無き故乎。今爲に示さん。先天竺で云はゞ、佛入胎の相を説くこと莊嚴經等に説が如し、近くは大經會疏二右已下鈔出す。順者可尋。次に唐で云はゞ佛祖統紀八云、知禮字約言、四明金氏父經以三技嗣未生禱于佛。夢神僧攜童子遺之曰、是佛子羅喉也。因有娠暨生爲名云。同十三云、法師經忠、字法臣、永嘉丘氏父母嗣求佛嗣、同夢。僧以子云、螺溪尊者

寄汝養之。母娘即厭輩血云。螺溪淨光尊者義寂法師也。其他略之。皇朝にては元亨釋書第十五聖德太子入胎のこと平氏傳日本往生極樂記等にあり。又吉水大師大勢至の化身なること諸傳に出たり。訛者も定て知るべし。大師自ら大勢至菩薩の像に銘じて、法然本地身大勢至菩薩と記し給ふ。又影像の讚文に、楞嚴經の勢至圓通の文、我本地以念佛心入无生忍等の文を書し給ふ。三國の前蹤如是。汝何ぞ大放言して三國古今の其例を不聞と云や。略して示すこと如是。此外枚舉不遑也。是より已下の蠅口も亦馬隸驕夫の鄙言、玉女と云ことを解せず、玉日姫の事と心得此言旨をなす。偈文は吾祖に局らず、一切群生に説きかきしめよとの事也。觀音聖僧の形を示現し給ふは、泥中に入て溺るゝを救ふ同事攝を表す。四句の偈文亦此意を以て解すべし。然るに古へより此意を不_レ解。吾祖一人の事にして、玉日姫に附會し、無稽の説をなし、祖を辱しむる事大息するに堪へたり。訛者又聖者の化益何ぞ凡夫の羊眼を以見ることを得ん。又善鸞師のことを引て誹る、是亦凡人の知るところに非ず。慕歸敬重の二繪詞を對考すべきなり。次九今宗の周妻何肉を罵辱して、右九行まで例の雜言なり。今謂、今宗の肉食妻帯を論ずる處の輩、十に八九は祖意を考へず不當の辯説をなす。或は他經の文を傳會し、或は秘傳口傳抔稱して云云すれども、余はすべて此れらの説を取らず。何者吉水門下の高弟まゝ妻帯の人あれども、さのみ六ヶ布き傳授口訣を以て妻帯し給ふことを不聞な

り。其上近世の僻書無用の雜例を引て、却て祖を辱しむることを考へず。又隆寛湛空等を中年の發心と云こと又人を欺く。本朝高僧傳京兆長樂寺沙門隆寛傳云、釋隆寛、字道空、一諱無我。給事中藤資隆第三子。幼陟叡山、師範源大徳、落纓得度文。又湛空、幼登叡岳、事僧正實全。此二師皆後年妻子あり。汝何ぞ中年登山と云て人を愚弄するや。此他元亨釋書に出る南都の慈寶明一などは、其宗の犯人未^ダ遑^{アラ}評^{スル}之^{ニツ}。其宗の學者裁せよ。吾宗の學者周妻何肉の謗りが禦がんと欲して、羅什傳大士或は慈恩^{是は厄語と云へり}皇國の犯戒、墮落の僧などを引例するもの有り。太だ非也。諺に所謂敵に糧を貸し、賊に力を與るが如し。狂毛人古今妖魅考三卷を作て、僧の惡事を謗ること殆ど盡せり。今他の犯僧を引てかれと伍をなくば、乍ち彼が所^{スル}破に墮す。又末徒の中口訣など、稱して、大般若の中心家菩薩の行狀を説く。文中は尸伽羅越問菩薩經の文などを取て秘傳と誇るよし、これ亦圓底方蓋なり。何の高祖の意ならん。吾祖の周妻は救世の靈告に依て、不^レ獲^レ已^ム溺るるを救ふ。同事攝肉食を開許するは、鎌倉副元帥の請に應じてなし玉ふ一時の權なり。不^レ好^者に於ては何ぞこれを勸ん、佛も涅槃の會までは許給ふことあり。吾宗たとひ肉を食すとも三淨の外不淨肉は固より嚴制なり。故に云、妻子を帶し魚鳥を食ふとも思ふさまにはあるべからずと。此教誠須^ニ銘^肝。思ふさまにすれば放僻邪肆なり。爾れば吾宗の意、唯往生を佛願に託し、信決定すれば往業已に成ず。その上は汚穢

の質に於て何ぞ強て善惡を簡ばん。唯前業の所惑に任せて生涯を送るべし。高祖の意恐らくは如^レ此^ナらん。何以得^レ知^ル。祖語曰、われはこれ賀古の教信沙彌の定也^{云云}。改邪^出。教信は元是南都の學匠、因内二明の學を究む。雖^モ然^リ自力の成じ難きことを知り、望々然として本山を去り、播州加古川に至り禿人となり、妻子を養ひ旅人の行李を荷ひ、日夜念佛念ることなし。人曾て其徳望を不^レ知、臨終に攝洲勝尾寺の證如上人に告て、臨終の祥瑞近くは禪林永觀律師の往生十因に出たり。吾祖恒に此行狀を慕ひ口實とし玉へり。爾れば祖意決して他經他師に據り給ふに非ず。世尊の御行狀に根據して末世の時機を鑒み、世間法に隨順して溺る、者を救ひ給ふ大悲同事攝のみ。振古此祖意を考へずして浪りに辨を費して、却て祖をして冤狂を蒙らしむ。故に我彼等の説は絶て弗^レ取^也。右^九。彼宗徒の云には、我宗は他の例を學ぶではなけれども^{云云}。今謂、此れ釋尊の例に引く可なれども、外の雜例皆非例なり。一併に剪伐し去るべし。上に云が如し。世尊すら尙世間法に隨順して妻子在す。吾宗は大經に依て開宗し給ふ。大經序分に釋迦の八相に寄せて、菩薩の徳を嘆ずる文曰、現處宮中色味之見等と説。これ王宮に在す時は持妻食肉もなし給ひけめ。これ亦涅槃經に、所謂隨順世間法なり。今大經に淨土往生の因を説て、三信十念の者必得往生す。逆謗は抑止すれども正姪淨肉は制せず。雙卷主下に不須法度奢淫嬌縱と説き、自妻厭憎私盲入出を五惡と誠れども自妻を禁せず。釋尊も妻子

在せども得^テ微妙法^ヲ、成^ニ最正覺^トと説く。成佛の後もなほ耶輸多羅女隨從し給ふ。法華經科註一上^{十二}六曰、羅睺羅母耶輸陀羅比丘尼文と。悲華經八^{十一}曰、寶藏佛所^ニ誓願^一爲^レ妻^ト文とあるゆゑ、七十二歳の法華の列衆にも名を列ぬ。吾祖此佛の蹤に倣ひ給ひて、持妻をも信願持名すれば往生することを示給ふ。汝等吾宗の妻帯を破さんとならば、先づ世尊を難破して後に吾宗に及ばんに未^レ晩耳^ト。次に食肉の事は三淨の外は決して今宗に許す處に非ず。食不食は其意樂に由ること上和語燈を引が如し。さて^{十一}茶店問答の旨味の言を咎めて五戒する、不持と云に付て汝が書に五戒とは、第一殺人命戒^云。これは佛の戒に非ず、近來渡來の耶蘇の書に十誠を明す。中人命さへとらねば、魚鳥蟲介の類は天主より人の食料に與へ玉へば、殺すとも不^レ苦^トと云に、同獵師漁人も持たれずと云ことは無と云が故に、漁獵等は殺生にならぬと云ことか可^レ怪^ム。扱食肉のことに付^{十二}涅槃經に聲聞に食肉を斷ずるところを引て、彼徒の云處とは天地の違じや。三國流布の涅槃經にはない事じや。今謂、汝瞎漢、三國流布はさておき、南北二本の涅槃經さへ汝等は見渡す事なし。汝二文を擧て云云すれども、擔板漢にてたゞ一處の文斗り見て、佛教開遮處により機に因る事を不^レ知^ト。涅槃經に不^レ局^ト、楞伽經、楞嚴經等に斷肉の文一二に非ずなれども、又處により開許し玉ふ事もあり。文殊問經には、肉と雖、乾して枯木の如く成をば聽^レ食^トと説き、又根本雜事毘那耶十七^{十八}説^ニ比丘五食^一、一食^ニ小麥^一、二食^ニ米^一、三食^ニ豆^一、四食^ニ魚肉^一、五食^ニ餅^一。比丘問、食何乎。佛答、啣^ニ牛乳^一、食^ニ蜂蜜^一、食^ニ密枯魚^一、文。四分律十三^{十三}身子患^ニ中風^一、命^ニ弟子^一令^レ服^ニ五油^一、熊魚只油、猪油、摩竭魚油、服^レ之^即治^文。如^レ此^許し玉ふ事もあり。一概すべからず。然に涅槃經は天台の意に據れば扶律談常の教ゆゑ、聲聞弟子に食肉を斷ず。これを以て淨土教を難ずるは異門の論なり。次^{十二}三淨のことを論じて、然に彼宗徒の厨下を見れば等^{六七}無法の譎語、彼訛者發狂して柏戸の厨下に入て、寺の厨下と見違ひたるならん。日本に寺數何萬箇寺あるか知れねども、濱邊の寺でもさやうなる寺はあるまじきなり。餘りとぼけること勿れ。次^{十三}總て此宗旨の事は自分勝手に立たる物ゆゑ、吾古道の旨に叶はざるは云までもなくとは、自分勝手とは汝が狐道なり。開闢より三千年に垂として末世に生れた狂毛人が、自分勝手に古道など、放言するとも、誰の痴人か肯んや。例せば漢の司馬遷が史記に三皇本紀はさておき、五帝も堯舜二典ほかなきを、數千年の後、唐の司馬貞が三皇本紀を補ひ、三帝記も補撰せる類頗る怪むべきものなり。なれどもこれは試に補ひたれども、他を罵辱などせず、大に學者を益す。汝が古道は從來の和學を誹謗罵辱して世の君子を不^レ懼^ト、狂毛人、醉乎、狂乎。我れ名ることをしらず。汝が自作の狐道の大邪教に叶はぬは、正法なるゆゑなり。次に普通の佛法にも背けたること、諸宗より宗外と云とは狂毛人何のたは言ぞ。汝何ぞ諸宗の佛法を知らん。宗外とは棒腹に堪たり。宗主は辱く御門跡

豆^ヲ、四食^ニ魚肉^一、五食^ニ餅^一。比丘問、食何乎。佛答、啣^ニ牛乳^一、食^ニ蜂蜜^一、食^ニ密枯魚^一、文。四分律十三^{十三}身子患^ニ中風^一、命^ニ弟子^一令^レ服^ニ五油^一、熊魚只油、猪油、摩竭魚油、服^レ之^即治^文。如^レ此^許し玉ふ事もあり。一概すべからず。然に涅槃經は天台の意に據れば扶律談常の教ゆゑ、聲聞弟子に食肉を斷ず。これを以て淨土教を難ずるは異門の論なり。次^{十二}三淨のことを論じて、然に彼宗徒の厨下を見れば等^{六七}無法の譎語、彼訛者發狂して柏戸の厨下に入て、寺の厨下と見違ひたるならん。日本に寺數何萬箇寺あるか知れねども、濱邊の寺でもさやうなる寺はあるまじきなり。餘りとぼけること勿れ。次^{十三}總て此宗旨の事は自分勝手に立たる物ゆゑ、吾古道の旨に叶はざるは云までもなくとは、自分勝手とは汝が狐道なり。開闢より三千年に垂として末世に生れた狂毛人が、自分勝手に古道など、放言するとも、誰の痴人か肯んや。例せば漢の司馬遷が史記に三皇本紀はさておき、五帝も堯舜二典ほかなきを、數千年の後、唐の司馬貞が三皇本紀を補ひ、三帝記も補撰せる類頗る怪むべきものなり。なれどもこれは試に補ひたれども、他を罵辱などせず、大に學者を益す。汝が古道は從來の和學を誹謗罵辱して世の君子を不^レ懼^ト、狂毛人、醉乎、狂乎。我れ名ることをしらず。汝が自作の狐道の大邪教に叶はぬは、正法なるゆゑなり。次に普通の佛法にも背けたること、諸宗より宗外と云とは狂毛人何のたは言ぞ。汝何ぞ諸宗の佛法を知らん。宗外とは棒腹に堪たり。宗主は辱く御門跡

に任ぜられ、現に後醍醐天皇は宸翰を以て淨土真宗證道今盛と書て賜ふ。是をも宗外といはゞ何れの宗も皆宗外ならん、可ニ大笑。次に元來愚痴文盲の者共を誑さうとて作り立たること故等の二行半は己が邪、古道の恥を晒らす。少しは恥を知て不ハズガカリ問語を止めよ。

左十二世間にも此宗旨を論じたるものは計るに違あらざる中に、岩垣氏の著はされたる正實直言記、また釋氏根元記と云物に諸宗を論じたる其中に、此宗を辯駁したる趣は大抵は宜ければ、今此に引出し示す等。

辨曰、此岩垣とは何奴なれば、いらざる己が身にも拘はらぬ佛教の宗旨を僻論するや。佛者は司さどる有司あり、誰か汝等が制を請んや。近來松下郡高が神武權衡錄、巨勢彦仙が歴史略、中井竹山が草茅危言、其弟履軒が攘斥茅議、松苗が國史略、或は明訓一誑鈔、藤田彪が常陸帶、或は會澤が新論、鹽谷弘が丙下炯戒錄、藤森大雅が新政談、頼襄が日本政記など、いろ／＼に不レ知ことを知り顔に佛教を旨議す。彼輩固より佛教を學で而て之を非するに非ず。唯他人の涎を甜りて盲に無根謗をなす。皆靜齊劉が所謂大顛韓愈を誥する舜大妄婦の見なり。拙哉。克して云へば、闇夜の鳥銃大笑するに堪たり。中にも此岩垣が盲論齒牙にかくるも長進ならざれども、狂毛人、彼の説を盜來て云云するゆゑ、不レ得レ已ム攘斥するなり。

神敵二宗論辯妄 末之卷

左十三門徒宗と云は、法然の弟子善信後親覺と云者、一向一心に專修念佛を先務として、八十四代順徳

帝の建曆二年、法然寂して、此宗を國々に専ら流布したてごさる。中略十 五右天命を焉そはたことしや。

辨曰、岩垣なる者妄想漢何たるしれ者ぞ。門徒宗とは何たる妄言ぞ。門徒とは宗名に非ず弟子と同じ。いはゆる門徒三千など云が如し。今愚俗の言に迷ひ門徒宗とは可ニ大笑。大旨は法然の一枚起請と變ることなしとは、吉水大師鶴林の遺誠と變る事なくば、誠に傳法の正宗ならずや。又云、愚癡なる上に覆輪をかけるとは、汝が云、一枚起請に、念佛を信ぜん人は、たとひ一代の法をよく／＼學すとも、一文不知の尼入道の愚鈍の身になして、智者のふるまひをせずして唯一向に念佛すべし。これは小智は菩提の妨げゆゑ、愚痴にかへりて佛力を憑む。儒に云、人欲の私を去て天道の正理に歸するが如し。佛を疑へば往生の妨となるとは、釋尊大經に説、以テ疑惑者、爲レ失三大利。龍樹曰、若人種ニ善根ヲ、疑則華不レ開と。疑を嫌ふこと經論の文理分明なり。汝等何ぞこれを非するや。汝云ふ、此世からもはや佛になされて下さるからは、もう助りて居ることゆへ、未來も其通り極樂

へ直通りぢやと云ひ聞せ等とは、これは我宗の大邪義、我宗これを不_レ拜秘事と云。汝邪正を不_レ知、
 盲撃に破す。豈可_レ中乎。又云、神は決敬はず、外の佛さへたのむは謗法なりとて、見向もせずとは
 岩垣め何ぞ人を欺くや。神を決敬はずは神國の民に非ず。吾祖曰、よろづの神祇冥道をあなづりす
 て奉ると申は、此事ゆめくなき事なり。御清勸章曰、神社を輕しむべからず、又諸神諸佛を疎略に
 息集すべからずと、豈神を敬はざらんや。汝は敬はずと云、現量に違す。唯稱名念佛より外のことはな
 きやうに勧め立とは、これは安心門釋迦佛既に一向專念無量壽佛と説給ふゆへ、念佛より外なきや
 うに勧る。汝何ぞ妄難するや。外の佛を頼むは謗法なりとて見向きもせずとは、吾宗の云處に非
 ず。他宗にあり門違なり。可_レ笑。汝云、唯俗を云立にして一派を立課せたるもの故、何も是ぞと法
 問難問すべき力ある宗旨ではないでござる。これ已下十五
 丁左八行まで無義の寢語辯するにも不_レ足、一言以蔽_レ之、
 謂_レ誑惑_二也_一又即身成佛の事は法身の佛と云事は、其本文は久遠成道皆在_レ衆生一念心中と見え
 て等、これ亦佛教を不_レ學不_レ知押あてがひの大誑惑。汝たゞ天台宗にて本門開顯の釋を引て、即身
 成佛の事と思ふ、矇昧の甚し。元來即身成佛の言は、眞言家に盛談する龍樹の菩提心論には、父母
 所生身即證_二大覺位_一、これは顯教には闕て不_レ説と云。台家に談ずる法華提婆品の八歳の龍女成佛は、
 初住現八相の成佛なり。又法身有相無相論、漢土南北諸法師の異論、嘉祥大師法華玄論に、廣く宣

る處、實に學生尙病、諸汝等ごとき盲漢共の知るべき處に非ず。故に今辯を闕く。欲_レ知者別に問ふ
 べし。ねんごろに詳説せん。噫狂人共習はぬ經を讀こと勿れ。

十六云、日本に生れ乍此國中は、皆先祖から脈た一家ぢやとは氣も付かず、銘々の先祖なる神々様
 丁右をば敬はず、剩へ太神宮の御祓さへ家に置奉らず、切支丹同様の異國外道の佛に追從して、大金
 を費し佛壇を座敷の眞中へしつらひ、肩衣をかけ朝夕にせぶり暮すが此宗の持まへじや。たとへ
 ば親を追ひ出し、穢多を迎へて稽首拜むが如く、道に背く事、此上は有まゝでござる。

辯曰、誠にあきれ果たる大狂妄語。夫日本開闢は皆神の所作といへども、國中の人に昔より貴賤上
 下君臣等の差別あり。汝が如く匹夫として恐れ多くも天照御神より系圖を引など、誠にあきれ果た
 る大僞慢の大戯氣。外國すら論語に四海皆兄弟と云ふことはあれども、これは與_レ人恭而有_レ禮、四
 海之内皆兄弟也など云は、人に接するに恭を以てして、節文ある時は天下の人皆愛敬して兄弟の如
 しと。これ禮敬の徳を譬たるものなり。天子も非人も皆兄弟なりと云事には非ず、汝等ほかの倭姫
 世紀宇治大
 田命撰曰、天照皇太神宮託曰、人者則神之子奈利など云文を謬り解して云云するならんれども、
 これは法華經に佛の言、一切衆生皆我子と説玉ふごとく、神佛の衆生を憐み給ふ大悲を、父母の子
 を憐むに喩へたるなり。天子も庶民も皆兄弟血脈なりと云ことには非ず、此國には神代より君臣上

下士農工商の差別あり。孰れのたわけか皆天子と同一く太神宮の末孫なりと云もの有んや。若汝が如き狂人ありて、此ことを宮に白さば、乍ち嚴罰を蒙らん。呵々大笑。又次云、太神宮の御祓さへ家におき奉らずとは、太神宮の御祓を直に太神宮の神體と心得たるや。汝が俗神道大意四卷目には御祓を祭る事を破したり。何ぞ一口兩舌するや。我試に汝問、太神宮の御祓を民屋に安置せよとは、何れの時に勅許ありしや。又御祓は伊勢國宇治の里太神宮より出る御祓を、愚民の類が太神宮の神體として尊敬するは、其謂れを知らざるゆゑなり。御祓と云は太神宮に局らず、何れの神前に在ても此行ひあり。其禊に數品ある事延喜式に廿一種出たり。祓の字をはらひと訓ずるは謬なり。禊の字なり。伊勢の本宮は上に辨ずる如く、天子の宗廟なれば、此本社禁裏より命ぜられ、天災地殃を拂ひ、五穀成就の御祈禱ある時の禊申はらひくし又云大禊なり。其禊ひ清むる所以は、天下の庶民に心を清くもつべしといふ神の御教へなりと、萬民へ示す爲に出る御はらひなり。然るを神體と思ひ不淨の家祭るは是謬ならずや。吾宗には御祓を持來れば欽で頂戴して、清淨の地なる鎮守の宮に納るこそ至當と謂つべけれ。何ぞ顛倒して人を欺くや。況や佛檀を崇むることは天武天皇の勅宣也。日本書紀二十九丁曰、天武天皇十四年壬申詔スツク諸國、毎ニ家作リ佛舍ヲ、乃置キ佛像及經ヲ、以禮拜供養セシム。此日本紀は是舍人親王の撰にして、本朝六國史の第一なり。篤胤も此等の處は瞎めくらくして見ざるか、可笑ツの甚しきなり。何ぞ

誹りて親を追出して穢多を迎へる杯とは、あまり天窓あまなまに口のあきたる寢語ならずや。若汝が云ごとくならば、天子より穢多を迎へて尊敬せよとの救命とせんや否や。舌をも動すこと不可ムナリカ能也。次に云、我子我孫の髮置に御堂へ連れ詣りて、生れ立乍らの佛なぶり、寂滅爲樂として足事ムツ知らずの貪欲、子共の時から習仕せ、死の道を教化いたすことなどは、生涯の壽命を縮ると云ものでござるとは、噫々狂毛人、何の戲言ぞ。子供の髮置に御堂へつれ詣るとは、出羽あたりの邊鄙にはさあることもあるならん、三都などにはあまり見及ばず。其土地の風俗ならば何ぞ強て訕んや。寂滅爲樂として足を知ず、貪欲心死の道を教化することは、生涯の壽命を縮るとはあきれはてたる大だはけ。元來儒者や和學者などは、佛教の事は一切不知ス、押しあてがひの大たは言。まづ寂滅爲樂といふ譯を不知ス、死ることを樂みとするなどは、耳を擱つかんで鼻と云の大間違なり。抑此寂滅爲樂と云事女兒の唄うたふ道成寺の長唄に迄出たることにて、よく人の知る處なれども、もと涅槃經聖行品の偈文、釋尊因位雪山にて、身を鬼神に與へて求め玉ひし高名の要文なり。今汝等が爲に解釋してさかしめん。耳を洗て諦聽せよ。まづ諸行無常とは、凡一切法生滅に互たる者は、必皆無常なるが故に、諸行無常是生滅法と云。此生滅々し已れば不生滅の法。これを寂滅爲樂と云は、これ不生不滅の涅槃の眞樂なりと云意なり。汝等かゝることは夢にも不知、愚人共の死ることを寂滅した杯と云俗語に惑て、

寂滅を樂しむとする杯と云は捧腹に堪たり。阿房とや云ん、淫氣とや云ん。呵々。右十六字の旗を立て、佛敵を亡す氣に成て居るとは、これは次下に破すべし。又さしも名家の剛將方も後れを取られたること數度ぢやとは、これは富樫政親が高尾の滅亡、織田信長が平野の大敗軍、河内の若江にては鈴木重幸が鳥銃に股を討れ落馬せしに、前田利家の働にて命を助りしことあるべし。左十七本より名ばかりあれども形のなき詭言に荷擔して、我身に付たる血脈の大母屋様を疎略にし奉ると云ことも、穢多に附合て一漣託生を願ふ心には氣も付かずと。今反質して曰、汝上に云、今現在に禁裏様、將軍様は、銘々我が先祖より血脈の明白に胤嗣たる本家なりと氣も付かず、國恩を忘却し、公道を疎略に思ふとは、汝等は愚盲にして衆同分と云ことを不知、天朝、幕府も己れが先祖より血脈の明白につゞきたる本家とは何の謊言ぞや。かゝる根無し言を云ゆる四海兄弟など、云ことを僻解して、恐れ多くも天子將軍も己れが先祖と同血脈など、大妄言を吐く。これは想ひ得たり。近來渡來の耶蘇教徒が書を閱するに、亞當夏娃を人祖とし亞當十世の孫を挪亞といふ。此れに三子あり長は閃なり、次は含、季は雅弗と云。此三人三方へ別れ去る。亞細亞洲は皆閃が血脈ゆゑ、四海皆兄弟なりと云。狂毛人密に此説を盗み來て、天子將軍も己れが先祖より血脈のつゞきたる本家など、妄言するなるべし。吁姦なる哉。又試に問、天子將軍も己れが先祖と同血脈ならば、汝人を天朝や攝

家に至て兄弟なりと云て而會せんや否や。又汝に問、四海兄弟ならば穢多非人も皆汝が兄弟なりや。非理の謊言すべて如是。兄弟ならば旃陀羅も疎略にはなるまじ、大笑するに堪たり。向後は汝が黨の狐狸共宜く穢多非人と兄弟の交をすべし。呵々。

十七 天明年中京都出火の節、御所は炎上に及たれども、本願寺には命を捨て働く者多い、これぞ國恩を思はざるので、切支丹徒黨の者共の志にも劣らざる有様とは。

辯曰、邊陲の狂毛人京都の事などは一向夢にも不見押積りの狂語を吐く、天明にも局らず宸居の炎上は、時節到來いかんともしがたし。且非常の時と雖、平人猥りに入がたし。加之所司代始淀、郡山、膳所、龜山、高槻等人諸侯御火消の役あり、人數の備あり、それさへが不及炎上は時なり。且六條は火元より遠く、門徒信心の下より防ぎ、西六條は火を遁れたれども、東六條及佛光寺は炎上す。これ時運なり。これを以て非理に誘る、兒童といへども不可欺の理なり。老狐豈蠢惑し可欺得や。

十八 又近ごろ頑愚の固りたる者に、不受不施と云門徒あり云。

辯曰、不受不施は日蓮宗に昔此一黨ありしと云。これは堅く御制禁なり。吾宗に關係することに非ず。狐輩度々門違ひして人を欺く、宜賈酒謝罪矣。俗人の信心に惡く固りたるとは、これは密に

行ふ夜中法門、土藏秘事、近比の類の愚黨あり。これ家の鼠國の盜人嚴密に制を加る所なり。汝等が教を嫉たず、勿^レ以^テ爲^ラ念^ト矣。

左同佛と云物は實は人間が毫の先きで拵たるばかり、形はとんとないのぢや。又不斷云て難有がる歸命無量壽如來など云ものも、同く有名無實物でござる。

辯曰、汝等が白癡何をか之を諭さん。汝等が目に見へぬゆへ有名無實と云はゞ、我汝に問ふ、皇國の開闢、國常立尊及天照太神、今世誰れかまのあたり見奉る人有りや、これも有名無實と云て可からんや。萬々億々載も威徳尊嚴、人より歸崇し奉るゆへに神と稱し奉る。今無量壽如來も亦爾り。何ぞ人間の筆の先で拵へらるゝものならんや。戯氣を云も程のあるものなり。

次に十八さて近來此宗の僧徒専ら學問を勵み博く覽ることを精出し、やゝもすれば楞伽を談じ法華を講じ、儒書に元付禪錄にて取捌きしやうのことも多く出來たが略狂言ぢや。

辯曰、老狐共人を化さんと欲しているくの小間言を吐く、汝等は白癡にして佛法に解門行門の二途あることを不^レ知。何ぞ論ずるに足ん。唐朝光明寺善導大師觀經疏第四曰、欲^{スル}學^ブ解^者、從^レ凡^至聖^ニ、一切無碍^ニ、得^テ皆學^ニ等と云。淨土門中千有餘年前、祖師如^レ是垂誠あり。凡より聖に至ると云は、大小乗の五位百法、一代藏經、六千七百七十一卷の經律論釋これなり。中々に楞伽で談じ法華を講

ずる位のこと非ず、一切皆無礙に學ぶ事をなす。故に今叔世に及機根最劣なれども、佛法に志ある者は鷄鳴に起き孜孜として學問する。何ぞ汝が妄議を假んや。我祖漢文四部、倭語六部等の製作あり。是は解門に屬すべし。行門とは、疏曰、欲^{スル}學^ブ行^者、必籍^{スル}有緣之法^ニ等と。行門とは、一向專念の安心なり。何ぞ此宗を發起した意味に背かん。邪徒莫^レ做^テ妄評^ニ焉。已下の邪言は不^レ破而潰焉。

熊澤氏は此宗他力を云立にして、人を誑し惑はし、然して置て今自力を私に勵む。是盡劫盜の甚しきものなりと書のせ置たは尤でござる等。

辯曰、熊澤が關中の狂語辯ずるにも不^レ足。此者元來備前の藩の産にして、關東へ學問に下らんと欲して、江州路にて馬に騎り、鞍に二百金を包みしをくゝりつけ置て忘却し、施宿に泊し夜中に思ひ出して當惑せしに、夜半過ぎかの馬夫來て金を返す。熊澤かれに金拾兩を與れども一切不^レ受、只二百銅を貰ふべし云と。熊澤も其質直を感じて段々尋るとき、吾郷に中江藤樹先生と云人あり、村民を教諭せる由を聞、東下を止り江州に逗留して藤樹の門人となる。學問せしことは近くは先哲叢談にも出たり。然れども此者元來偏枯の性と見へて、其學問人多く不^レ用、又經濟など論じても人多く服せず、大學、中庸或問など云作あり、披て可^レ知。藤樹をば世俗聖人など溢美すれども行跡は不^レ知、

其の學は狹薄。かの人の作の翁問答三卷あり可_レ見。近世學問大に開け、塾生と雖も藤樹位の學問は何ほど有るなり。況や其弟子の了芥位の者、鷓雀の量を以て佛の大鵬を笑ふに同じ。何ぞ尤ならんや。彼れ自力他力の譯も知らず、盲滅法の謔語棒服に堪たり。

右二百五代後柏原帝の永正の頃、御即位の禮行はるべき料も調ひ兼たる處を、三條實隆公の御計らひにて、本願寺より其御料を奉る。其賞として諸學無益の道心坊の顯如が、輿に乗る仕合になり、姓氏も審ならぬ坊主胤が准門跡と成たる分限に憐り、法威を輝さうと云て名聞を飾り、寺格をいかめしくするなどは悉く元祖の法式に背いたものでござる等。

辯曰、此下開捨にならぬ惡口雜言不_レ可_レ辯也。謂く、應仁已來の大亂にて、武士は所領を横掠して、天朝をも不_レ敬、大切なる御即位さへ調はず。本願寺十一世顯如上人深く是を慨歎あり、自ら御即位料を獻納し、猶不足の處は中國の毛利家に談じ御即位を成し奉る。これ天朝へ對し奉り莫大の勤王誠忠に非ずや。苟くも人心ある者孰か之を非せん。天朝も亦其誠心を叡威在て御門跡に任じ玉ふ。これ天道の正理なり。然るを逆徒何の恨ありて無實の盲難をなし、これを誹謗して云云するは、天朝の罪人ならずや。加之無益の道心坊とは嘔狐賊人倫の禮を不_レ知、何ぞ惡罵する事の甚きや。汝は道心と云ことさへ不_レ知と見ゆ。道心は無上菩提心のことなり。僧道にては尤も尊ぶことなり。

「道心はいかにおもたきものならんいかなる人も發しかぬるは」杯と詠ぜしごとし。然るに顯如上人は、亂世に生れ玉ひしかども道心堅固にして世事を投捨て、鳥目の勘定さへも手にかけて玉ふことなしと云。汝が道心坊の誹り却て其徳を彰す。汝が誹らんと欲して、却てほむるもの間拔_カにあらずや。一笑。又姓氏も審ならずとは何の謔言ぞ。吾高祖は天兒屋根尊より三十八世の正流、日野家の孫高祖より顯如上人まで十一代、天兒屋根尊より上人迄四十九世の裔孫なり。汝不_レ知して姓氏も審ならずと云。汝が狂言誰か之を肯ん。狂人どもいかに之を誹るとも、天朝武家も許し玉ふ上は、無根の盲言を止めよ。次右より左二十一行餘見る人少く、人心ある人は嘔吐する程の極鄙無道の鱗口、是にて彼れが人品想像すべし。かゝる白癡の愚人と筆鋒を交るもの、世の君子の爲に唾して嘲られし慚愧々々。此輩動れば穢多々々と云ふ。穢多の案内よく知りたりと覺ゆ。笑ふべし、笑ふべし。次云、此内に南無阿彌陀佛と書たる六字の旗に向ふを、佛敵と云て恐れたと云に付て、心得置べきことがある等。

辯曰、狂毛人此處に永祿の參州一揆の事を引て盲言す。其上其門人の藤田有成、渡邊彌など云ふ同穴の狐輩共が狂言を引て云云す。一々に辯破するも無益なれば、今こゝに三州一揆の根元を擧て諸説を辯白せん。先三州一揆のことを記す。昔の書にては、參河後風土記或は大閤記編年集成日本逸史、

近くは頼襄が日本外史或は藤田彪が常陸帶等辯ずる處大に同じ。皆僻儒とも排佛の心より書くものゆゑ信用するに不足。爾に余近年不圖三州一揆の實録を得たり。土呂一揆根元記と云二十五紙あり。三河國碧海郡刈谷淨泉寺祐仙と云へる人の所持せし書にて、作者は未知なれども、其時代の人の記録にて、百五十年ほど後正徳二年壬辰四月再寫せし本なれども、寫本ゆゑ世に稀なり。上に擧る後世の説と大に同からず。昔荒木玄良と云人、國土安穩記一卷作りて、參州一揆の始末を辯明せしが、是亦世に稀なり。土呂一揆記に曰、合把の木も寸苗より生じ、千丈の堤も蟻の穴より崩る、とかや。參州永祿一揆の其濫觴を尋るに、微災下に發御惱上に及びけり。爰に野寺の郷本證寺は、一向宗門の小本寺にして、守護不入の道場なり。其境内に鳥居淨心とて、農耕商賣を業として其家豐饒なる者なり。永祿五年十月下旬の頃、其庭に荒筵數十枚敷き並べて新穀を乾し置し處に、家康公の御家人の若侍所用の事有て野寺近邊を通りしが、其乗たる馬、物に驚き心ならず其庭に乗り込み、乾し置し新穀を悉く踏散しければ、亭主立出立腹して、いかに侍、昔し定家卿の詠歌にも「春は苗秋は刈穂のそめきまでくるしとみゆる賤がをだまき」とよまれて、一粒の米に百手の勞を積み、萬民の命を助る穀類を、左やうに踏散さる、條、甚だ狼藉なりと申しければ、彼侍此由を聞いて何條事の有べきぞ、子細がましき言を吐くもの哉と、からりと笑ひて駒の手綱を引かへすに、鳥居元

來武士の餘習有て事をこらへぬ入道にて、それ狼藉者よ出合やつと呼はりければ、寺中門前の者共百人斗りむら／＼と出合、棒千切木を持って追かけ馬の尻を打て聲を揚、磔を打掛たれば、其馬驚き逸足を出し驅みだしつるほどに、引返さんとすれども力及ばず、馬に引れて岡崎に歸り、今度の首尾を無念に思ひ諸傍輩中にも御老中にも我惡事をば殘し置、野寺の者の徒らの様に申成し入魂の朋友十四五人いざなひ、其夜に鳥居が宅に押掛け、門戸を打破り打擲し半生の體に打亂し、岡崎さして歸りければ、若氣の至りと沙汰しつるが、互に一朝の怒りに其身を忘る、よしなき一揆の基こそはなりにけれ。去程に野寺の僧侶打擲の事、參河國中に隠れなく、師檀甚だ憤りを含、三箇寺五箇寺門徒の者共土呂の御堂に馳集り、評定の趣は、抑今度の狼藉は公の御存の事に非ず、家中の面々の暴虐なり。公近き年駿河御在府の其中御家中衆困窮の間、三箇寺五箇寺合力をなし、種々忠を盡し候處に、却つて如此の仇を成さる、條、所存の外の次第なり。此儀に於ては徒に止べきにあらず、本寺末寺の僧徒を催し宗門の恥辱を清むべしと、衆議一決して、岡崎の老中に不和なる御一門御家人をかたらひ、諸方の浪人を催し、土呂、針崎、佐々木、野寺に城を構へ、其外諸方の城に楯籠る。下略之
在別記參州一揆實錄如此、後風土記及近來書杯には皆岡崎より佐々木に砦を構へ玉ふに付て兵糧不足なるゆゑ、上宮寺に糧米あまた有しゆゑ、常用のためこれを借んとありしに肯はざりし

故、菅沼定顯と云へる侍、行きてさとせども諾せざれば、據なく領主の威光を以て運び入れしゆへ、此亂起ると云ふ趣に記せども、恐くは不可ならん。いかんとなれば菅沼氏は岡崎幕下の大身に、今も其子孫八千石餘を領し、其頃は今川の押として東三河に在り城と實録にはあり。何ぞさある理不盡の所行あらんや。これは土呂の一揆根元なること尤然るべし。世俗の説甚だ信用しがたかりしに、此實録を閲して始めて余が見の不誤を知る。又酒井正親の使者を殺害し、或は進足往生極樂。退足無間地獄と書きしと云こと一向實録にはなし。たとひ亦實にありたればとて、これは兵卒を勵ます戦場の奇謀。何ぞ咎るに足ん。情案するに治世には周孔の道も行れ、人皆仁義禮樂に化せられ、君臣下の道を守ること偏に治世の洪恩なり。然に亂世には孔孟用るに不足と云ごとく、皇國も異域も同じく一治一亂は天の運動にて、人力の及ぶ處に非ず。さすが明君と稱せし家康公も、御弱齡には種々の危難に遭せ給ふ事、四戦紀聞等の軍記を見て可し知。土呂一揆くらゐは僅西參河半國の騷動にて、かの桶狭間、姉川、小牧、長久手、關原、浪華などに比すれば、大亂と云にもあらず。又岡崎の御家人も何こへ一揆に荷擔せしや、尤可し恠なり。これ亦按ずれば亂世の習ひ、昨日の敵は今日の味方、君を捨て敵に隨ふも其世の習なり。現に昇平つきたる今世さへ、歷々の武家主家を後にして見苦しき有さま目に遮て之れ有。何ぞ參州のみを怪まんや。狐賊尾侯義直朝臣の年譜

など、云妄書を偽作して、人を魅惑せんとする共、世に真正實録あり。誰か汝が嘔吐を啖はんや。渾て治世の趣きを以て亂世の人情を測るべからず。僻儒狐魅の僧ら、此三州一揆を以て國家滔天の患など、書ちらすこと棒腹に堪たり。足利、北條など天子を流し、皇子を弑し奉りしに比れば屑すに非ず。北條、足利禪宗に深く歸依すれば、これも禪宗の咎と云て可ならんや。就の愚人か之を肯ん。參州の御家人も一旦御敵はなせしかども、神君御出陣あれば皆々引退きしにて可し知。亂世と雖、人木石に非ず、君臣の情如し此有べきこと勿論なり。本願寺も此頃多難他國迄制止行届かざりしと見ゆ。何ぞ此宗のみを貶の世の野史賊を以て稱するは、皆不直の賊史なり。參州一揆の戦も信長より瀧川一益を以て和構を勧め給ひし故、神君御許宥あり、其魁首を誅し一旦宗門を停め給ひしが、後に石川日向守の母公の願に依て、前々の如寺々再興せり。后慶長年中神君東本願寺創建し給ふこと、流石寛仁大度の御君量、開闢已來不出世の明君と稱すべし。腐儒狐學者が僻論、何ぞ取るに足ん。又旗に南無阿彌陀佛を書く事は亦不珍。頼義公の正八幡の旗、或は武田信玄の孫子の旗、或は加藤清正の題目の旗、何れも我尊むものを書く、何の咎る事有んや。これを不し知笑ふは少量の野狐共かな。固り孫子が所謂兵詭の道と云事を不し知や。近くは日月の御旗に向へば朝敵と云はるるがごとし。

三右佛軍と立たる上は、佛意を以て主とすべき事、殊に僧となり、佛法に入りたる者は、必其道を奉ずべき事は云までもないでござる。然るを右に記したるは進退云の語は、決して佛意では有まい。又此語はいかなる經文にあることか、是もきはめてないことぢや等。

辨曰、佛軍と云こと一切不聞處なり。佛說阿彌陀三昧海經藏外經若得此經、不施功德者、是爲佛敵等とはあれども佛軍と云こと未聞。これらは皆無用狂語辨ずる迄もなし。其頃亂世なれば吾宗に不局南都、北嶺、高野、根來等の僧侶皆同なり。何ぞ獨り我宗のみを難するや。進退云の語、固より上に辯ずる如く實錄にはなし。一時の奇謀なるのみ。佛敵と云て名將智士を迷はす等とは、たとひ金鐵の猛士といへども人情は同事なり。何ぞ僧徒の奸計ならん。汝等が奸計さへ許多の愚人を蠱惑するに非や。

左 爰に又阿彌陀といふ物の事を按ふに、先づ佛と云ふ者は、慈悲正直を第一とすると云事だが、此上宮寺の事は云はず、すべて僧等が悪業奸術を知りつゝ、其儘に見過する阿彌陀も僧等と同意の物か。是非をも知らぬ事ならば不明にて役に立ず、知て其罪を糺さざることならば佛の罪も輕からず、木像ならば焼捨てしまへばよし、銅像ならば鑄潰し、軍用の物にも製つたならば、少か其罪を購ふべき事でござると有成が申たが、是も尤なる論でござる。

辯曰、狂毛人師弟同穴の狐輩佛法の事は夢にも不_レ知、佛像を焼捨、銅像は錢か鳥銃にてもせよなど云事、これは中井竹山が草茅危言の嘔吐を盗み啖くもつて云云す。いかなればかく人の説を盗むや。加之、近年此説を用て地震大風を起し、萬人を苦しめたることを忘却せるが、想ふに藤田とやらんも水府あたりの溢れ儒者なるべきか。佛像を錢にせんこと魏の崔浩唐の博奕が惡法なることを不_レ知、これを行は亡滅立而可_レ待、何ぞ愚なる耶。

次又云、其後も攝州、大坂、野田、福島或は伊勢の長島紀州の雜賀、又加賀、越前、越中などの一向門徒所々に起り、近國の惡徒を集め、中略二十 六右四行先平に成たてござる。

辯曰、已下は元龜已來の亂世の形勢を陳る處、諸の野史等己れが情に任せ、抑揚褒貶一として適從すべからず。就中近來賴襄が日本外史梓行してより、輕薄白面の書生まで歴史學など、ひしめき、中にはこれを講じ聖賢の書のごとくするものあり。拙哉。よく／＼これを讀めば私情を以て事を曲ること尤多し。彼れ亦排佛の徒ゆへ信長にことに尊信して、大きに我宗を貶するに賊を以す。かれが外史政記ともに直筆には非ず。公平の識者之をよまば人焉フシヤ。此石山一亂を始め、信長足利家を挾んで諸家を壓し、朝倉、淺井、三好、毛利、長曾我部、島津、大友など併吞せんとするに就て、攝州石山は本朝無雙の名城ゆへ、これに城を築き西國中國を押へ、其間に畿内北國を略せんと欲して、

石山に使者を遣はして地を所望す。然に信長は名におふ表裏の猛將ゆへ、欺て地を奪ひ亡さんとの密計を告る者あり。依て穩に斷り玉ふ。信長大に怒り三好退治と披露して急に石山を亡んとするゆへ、門徒等これを欺きて、大勢一致して法敵を禦ぐ。信長これを察し、ひそかに使を以て耳言を吐き、本願寺を誘ひ欺きて不意を討んと計る。石山にも之を察し敢て油斷せず、其奸計を惡み、大霖雨の夜信長の天滿の本陣へ百姓と號して入込、土手を築く手傳して満水の折節舟を漕回し堤を崩し、信長の兵大に苦む。加之信長の砦川合口樓の岸二ヶ處へ押寄せ砦を燒拂、樓の岸の大將小堀大膳亮雅常討死す。於是退。長大に怒り、五萬八千兵を以石山を攻しかども、鈴木重幸が軍略によりて大に敗軍ん、攝州平野大念佛寺に入り伏兵の爲に命も危かりしに、前田の家利働にて命を助る。其後九月澤井堤の合戦に信長の大将野村越中守高勝討死す。其次の戦に敗軍信長河州若江へ退處、重幸が鳥銃に股を討れ乍ら良智を以て助る。又天王寺の戦原田備中守討死す。無據兵糧詰めにせんと四方を堅め穀を絶んと欲するなり。さて又勢州の一件は信長北畠家を亡んと、北畠具教父子大河内に籠城し、楠正具八田に籠り、長島の服部左京を談らひ大に信長勢を破る。信長淺井朝倉をも欺き亡す。北國を制し本願を掠奪し、下間筑後守、同和泉守を誅戮して三越を取る。又淺井朝倉も信長に亡さる。淺井は祖父備前守宗政主家京極の國を押領して六代六十年にて亡ぶ。朝倉も先祖繁景主君斯波氏

の國を押領して四代九十八年にして亡ぶ。天非道に與せざると可_レ知。天正六年六月には熊野海上にて信長の將九鬼在馬允雜賀にて兵と戦ひ、又川口にては毛利の將飯田越中守村上八郎左衛門、兒玉内藏允など戦ひ、信長勢敗軍して毛利家より兵糧十萬俵贈る。如_レ此流石の信長も石山計は手に餘し、ついに謀盡て天朝へ奏問し勅命を願ひ、互に起請文を取かはし、織田本願寺構和し、顯如上人は紀州雜賀へ退出し玉へり。天皇逆鱗杯云こと跡形もなき誑言。天朝より勅使として近衛龍山公、庭田大納言重熙卿、勸修寺中納言晴豐卿大坂へ御下向ゆゑ、速に土地を渡して紀南へ移住し給ふ、諸記分明なり。老狐詭言を吐こと勿れ矣。

二十門人渡邊彌云等一枚半と私欲の軍をなされるのでは無_レくて可_レ知ると彌が申も道理にて可_レ知。

辯曰、此渡邊と云妄漢も上の藤田と同く、皆篤胤が毒に醜陋したるゑせ者故、かゝる無稽の譎語を吐くなり。一々辯ずるも無益なれば上に准じて可_レ知。狂毛人等は動れば己が弟子杯の言ことを引出し人を破す。これ近來渡來の耶蘇邪徒の書に、釋教正謬、神道總論などに己が黨の保羅や迦馬列摩西などの言を引て他教を破すと脗合す。承乏の引證、對論式法をも不_レ知の自痴、たれか己れ等が弟子杯の邪説を肯んや。拍手可_レ笑なり。妄破の中に云。扱かやうに悪行の増長したる其元を尋れば、佛と云曲物が世間に用られて衆人の悪行を誘ひましたる故でござる。其れは元來惡性なる物は自ら

惡事をなしたく思ふ處を、極重惡人、無_レ他方便、唯稱_ニ彌陀_一、得_レ生_ニ極樂_一、一念_ニ彌陀佛_一、即滅_ニ無量罪_一、
など、云聞せ、何なる重罪を犯したる者もたゞ吾名を稱することならば、其罪たちまち消て極樂淨
土と云結構なる處に、生ずることを得さするぞと説き聞するゆへに、唯なんまいだと唱へさへすれ
ば魂の行方は安心して、思ふが儘の暴惡をなしたることと思はれる。然れば僧等が惡行の本は、阿
彌陀觀音など、云佛どもが腰押をして勧めたること明白でござる。破して曰、吁非理論をなして人
を誑惑せんと欲すれども、豈得べけんや。惡行の者を其本は皆佛菩薩の腰押などは、古今未發の
大妄論。此中横川の語を引この文は大切の要文にして、昔、天朝より八宗へ惡人の助る近道の要文
を下問し玉ふ時、諸宗一同に此文を書て奏聞すといへり。これは横川の語には非ず。能登の國の密
家の寺に船板の名號あり、其兩旁に此文を弘法大師の書給へり。たゞ唯稱を唯念に作るを異とする
のみ。扱此文は狂毛人共の思ふが如く、造惡を勸る文意に非ず。已に惡を犯したる者の助る方便を
説く文なり。觀經下々品五逆の罪人臨終の十念に罪消て往生すと説く、横川の文其意を示すなり。
終南は此下々品の疏に抑止門、攝取門の二を分て釋し給ふ。佛の本意は逆傍をは助らずと。因願に
あるは、これは末造の者を抑へ止め、これは佛教の正理大本の令_レ持_ニ五善_一、令_レ捨_ニ五惡_一なり。然れ
ども佛法の理を不_レ知重罪を犯たる者は外に詮方なし。於_レ是_ニ回心懺悔_一と云ことあり。神道に云禊

類なり。懺悔に罪を滅すること亦經說分明。涅槃經に闍王逆罪の華報徧身惡瘡を生ず、耆婆の勸め
に依佛所に諸の佛身受三昧に入て光を放、闍王を照すに、惡瘡乍ち治して無根信を得る。これ懺悔の
徳也。なれども佛法の中には決して惡を許すと云ことはなきことなり。然るに世に佛徒の中にも、
不學頑冥の輩、此差別を不_レ辨、彌陀の本願は十惡五逆も不_レ嫌など、妄説するものあり。これは彼
耶蘇教徒の弑逆をなすとも、天主耶蘇を信賴すれば天國に生ずると談ずるに暗合す。ゆゑに澱水夜
話などには今宗の教を耶蘇に同ずる抔と妄論せり。これは談柄家などの菽麥不辨の輩の云處なれど
も、不_レ可_レ不_レ慎也。今も僧共が惡行の本は彌陀觀音など云佛共が腰押をして初めること明白など、
は噫何の牆破りぞ。孝悌忠信は聖人の教なれども、其教を學ぶ者の中にも弑逆を成す者あり。漢書
司馬遷傳に、僅に春秋の世に君を弑する者三十六人とあり。此時未だ佛法支那に不_レ來、爾らばこれ
は聖人が腰押をして弑逆を成さしむると云べきや。又采儒云、天より生民を降す、則必與_ニ之仁義禮
智の性を、以_レ不_レ爲_ニと云事なしと。爾れば仁義は生民固有の法なり。孟軻の性善これに原く。爾れば
人々皆成く仁義を行じ、惡人はなき筈なり。然るに上古には象瞽瞍、或桀紂等の惡人あり。これは尙
佛法いまだ興らざる時なり。何を以て天此惡人に王位を與へ、天上の人民を暴逆して天下惡歸_レ焉、
惡人の龜鑑となす。これも皇天上帝惡人の腰押をして暴虐を成さしむると云べきや。豈然らんや。

然らずと云はゞ、汝が論忽ち潰る。佛法も亦例して可_レ知。法は廢惡修善を以て第一とすれども、これを破り惡行をなすは其物の罪なり。惡人を以て其法を罪するは、非理論中の大非理論なり。汝等生來何の書を読み、何の學問せしや。朦昧の甚き大笑するに堪たり。又云、佛を始僧徒等は君上に背き、御政道を蔑如する道なるがゆゑに、佛法盛なればますます世は衰へ亂れるものと思ふが、宜く實に忌まじき道では御座らぬかとは、吁狐輩が顛倒の邪論。歴代の聖主先帝まで皆歸_ニ崇法_一在て四海を治め玉ひしを不_レ知や。若僧徒が御政道に背き君上に背かば、汝が狐輩が言を待たず乍ちに罰し玉ふべし。不_レ然則汝等が妄謗は不_レ破自ら潰る。汝等がごとき耶蘇教に髣髴たる此れは別に證を擧て辨ず故にこ省_ニ惡法萬一世に弘まらば、儒佛の正法滅して世はますます衰へ亂るゝものと思ふが宜い。實に忌まじき邪狐道なるかな。彼れが造りし警史、徵警史、正文狐道大意など早く丙丁童子に投與して、世の愚人を惑はしむべからず。次云、凡數百年の間亂世に掛まくも畏けれども、宸襟安からざること在于、足利氏代々其職にありながら天下を治むべき力なくとは、足利の元祖尊氏兄弟潜上佞惡ながら、時を得て新田楠を亡すは運か乎命か乎。其孫義滿の潛妄八代義政の僞奢より武の權を失ひ、義輝義昭に至ついに足利氏亡ぶ矣。織田信長は小松の内府の裔とはいへども、其祖先には少しも似ず、暴戾殘忍人を殺して不_レ餘。左傳に殺_レ人不_レ厭曰_レ賊。宜哉。其初弟勘四郎信行を殺して家を治め、

嫡家の彦五郎を滅し、本家の右兵衛尉を亡て尾州を鎮め、外國の齋藤道三を滅して美濃を奪ふ。是身を立るの始めなり。中々天下を領すべき徳器ある人には非ず。宜哉、三世にして血脈斷絶す。孔子曰、陪臣執_ニ國政_一三世、希_レ不_レ失矣。聖語揭焉乎として著明ならずや。今諸侯に織田氏あるは皆信長の弟信雄信益の子孫なり。中頃足利義昭將軍に頼まれ足利再興の義兵と稱し佐々木、三好、松永等を亡し、ついに足利をも亡す。生來聖賢の道を不_レ知、殺伐を肆とし、神社佛閣の采地を削り而してついに其功臣佐久間福富明智が輩を亡さんとして、却て自ら暴虐の報にて臣下の爲に弑せらる。易經言、積善之家有_ニ餘度_一、不積善之家有_ニ餘殃_一、臣弑_ニ其君_一、子弑_ニ其父_一、非_ニ一朝一夕之故_一。天言傳又可_レ謂_ニ聖言不_レ欺_レ人也。其臣豐臣秀吉卑賤より出て一旦運に乗じて關白職にまで昇進すといへども、是亦織田に倚て身を立、遂に其主家を奪ひ子孫三世にして滅ぶ。上の論語の誠可_レ併考_一。次に徳川氏のことを云云す。參州一揆の事は如_ニ上辯_一。織田、豊臣も其底意をいはゞ、武田、北條、今川等と何ぞ異ならん。皆戰國の奸雄五十歩百歩の異なるべし。彌とかいふ妄漢天下の形勢をも不_レ考、偏僻不當の盲論をなす。可_レ笑矣。

二十新井氏の讀史餘論を按ずるに、加賀の富樫介が家も一向宗の爲に亡び、越前の朝倉も加州一向の賊に苦む事度々に及び、近くは我が神祖も此事に依、國ほとんど危かつた事をごさる。中面白

いことではありませんか。

辯曰、新井白石は嚴有君の頃の儒者にて初めは微々たる身上なり。彼れの所著の折焚柴の記に委曲なり。御入國已後の博學徂徠に頡頏す。著述亦富瞻なれども雜書のみ多く、聖賢の道に有用の書は甚だ少し矣。唯命を奉じて撰ぶ藩翰譜二十二卷は天下有益の書なり。さて餘論にいふ、加州富樫政親は利仁將軍の末裔にて、代々加州の守護として高尾の城に居住す。而も佛法をも信ぜし人なるが亂世の習ひ高田大谷の宗論より一揆起りついに滅亡す。これはいかなることなりや。天意人の測る處に非ず、越前朝倉も亦陪臣より起り終に國主となれども、敏景までは盛なりしが、義景は勇氣のみにして闇將なるゆゑ、ついに信長の爲に亡さる。近江の淺井も亦然り。上に記するが如し。兩家ともに當宗の爲に亡びたるもに當宗の爲に亡さる。近江の淺井も亦然り。上に記するが如し。兩家ともに當宗の爲に亡びたるには非ず。世に公平の軍記存す。讀者自ら知るべし。次に神君此事に就て國幾んど危かりしとは如し上辯。次に尺寸の地をも領せば二流猶國君と同様な有福ぢや。是は徒事ではない、尤心得あるべきこととござるとは、謂く、佛法は人民を化益して法施を專とすれば、檀家亦財施を以てこれを報ず。これ尺寸の地をも領せずして國君と同じき謂れなり。勿レ怪焉。織田の兵威盛なる終に是を碎くこと叶ひ給はずとは、上に云如く信長虎狼の心を以て、七八年の間石山を攻れどもついに克つ事

不能、これ天意に不レ協處なるべし。又云、此人の世に叡山根來を燒亡するは其功尤大なりとは、僻儒輩三武の醜行を不レ知、排佛を喜ぶ僻意にて云云すれども、天物を暴殄する事を思はざるは儒者にはあらず、愚者なりと。次云、唯一向の一宗今に其禍絶たりとも見え、後世亦國の憂をなすべきものは此一つ斗が残て居ると君美ぬしの云れたれば當然の論とござるとは、辯曰、讀史餘論は三卷ありて白石は隨分典雅の人、古に博く今を知る學者なれども、儒に僻するゆゑ、とかく佛の昌なるを嫉む意より云云せるが、且彼人博學ゆゑに其頃韓客とも唱和し、詩文も世に名あり。終に千石の祿を領し新井筑後守に任じたれども、太平の弊に移りて侈奢を好む人とみゆ。禹王の宮室を卑くし衣服を惡くするの聖意をば解し得られざりしにや。梧窗謾筆に論ずるが如し。其子孫衰微せしとみゑたり。自讀毀他の胸中如レ漆如レ墨可レ謂レ腰黒一矣。向來不レ獲レ已邪書一部辨駁如レ是。唯愧對ニ如レ是痴人、汚筆紙上深懼ニ大方君子之識。噫。

因駁附錄二

丁七 文化八年は一向宗の開祖親鸞の五百五十回に付、兩本願寺興正寺其外かの宗旨の本山大寺より大師號を賜り候様にと種々願はれたれども御聞濟なく、其四月兩本願寺、興正寺、其外ともに諸司代酒井讚岐守殿より仰渡されたる御書付の趣きは、

開祖違忌に付大師號の儀追々被_レ相願_一候へ共、範宴善信事は優婆塞同様之事に付、相願候儀は可_レ憚_レ入事に候。依_レ之不_レ及_二御沙汰_一候。

四月

かくの如く御書付を以て仰渡され、なほ御口達の趣きは

源空上人より勘氣を被_レ請_レ候身分にて、清僧とは難_レ被_レ申候に付御差留には無_レ之候へ共、親鸞上人と唱へ候儀も遠慮有て可_レ然_レ事に候と仰渡されたることは、此頃たしかに承り傳たることだが云。

辯云、吁賊學者、いかなればかゝる無稽の賊説を云ふや。これはこれ己れ等が思付に非ず、世に鎮西家の末徒の高田傳金剛鎚と云寫本二卷あり、名を奥州の賈禪徒獨と云者に託して世に行ふ。これは吾祖五百年の頃のことなり。もとより愚盲の論、唯毒臭を吐のみ。下るにも足らぬ馬鹿論也。狐賊亦例の是を盗み來て人を化さんとすると豈うべけんや。吾宗もしかゝる願事あらば、御家元の近衛家又は九條家或は親王家に付て願ひ給ふべし。何ぞ地下の諸司代などへ就て願ふべきや。又天朝より御達しあらば宜く傳奏勸修寺家より御沙汰あるべきなり。かゝる重大の事件武家の預るべきに非ず。これを不知も亦井蛙なる哉。又酒井の達書に範宴善信事と云。範宴は吾祖の住山の頃の名にして、住山の頃は聖光院の門室に住し、大僧都に擧任し玉ふ人を優婆塞同様とは何の狂語ぞや。

又優婆塞は近事男清信士など稱して、在家にして五戒を持つ者の稱なり。吾祖は在家五戒の優婆塞には非ず。然れば優婆塞の名義だも知らず。白痴に非ずや。吾祖は剃髮染衣、已に釋某と稱し、又覺惠法師に賜る敕書にも、親鸞聖人開_二淨土真宗_一等あり、豈優婆塞同様と云れんや。中々かゝる文盲にて諸司代の役とまるべきや。狂毛人ども酒井氏を誣ること可_レ知。文化八辛未春三月、五百五十回の比、余親しく在京して秋迄淹留するに、兩本山等かゝる願事御達等絶て無き處、固より吾祖の如きは内雖_レ備_レ宏智之德、痛_レ名_レ於_レ街_レ碩才_レ道人之間_上。身伴_二田父野叟之輩_一爾。末世凡夫之行狀。標_二下_一根往生之實機_一等、謙下して自ら愚禿と稱し玉へども、却て陛下叡威を下し、侍臣大に褒美し玉ふ。口傳鈔の首章に據るに、吉水會下に在して唱導をも最も能し玉へども大師の前に於て人師戒師停止すべき旨自誓し給ふとあり。此の如きの謙德豈競て大師號を望み玉はんや。其襲承し玉ふ宗主、何ぞ祖意に乖きて大師號などを願ひ玉はんや。然るに賈徒の金剛鎚下に云、凡天子の戒師に非れば大師の號を勅許なき儀は勿論にして、前來戒師に立たる人師の中にも此勅許なきは數輩あり。然に有人の説を傳聞するに、親鸞の年回到近づくごとに種種秘計をめぐらして密に大師號を懇求し、寶曆の年回にも此ことに付て罪過に遇たる者五七人ありといへり。略_中若_レ此已後、この稱號を出んに於_レ全_一く魔力のいたす處ならん。愚察すべし云云と書たり。想ふに汝等、復密に此等の盲説を盜來て、

人を欺き愚人を惑惑し、可_レ憎_ム。吾宗固よりかゝる企、決してなきことなれば、智論に所謂石女黃門兒の長短好醜を論ずるが如きのみ。笑て更に可_レ笑_フ。又因に大師號の譯を辨せば、凡本朝の大師號は叡山の相應法師の願に依て、傳教、慈覺の二師に創まる。而して後弘法、智證等其他數人追々敕許あり。然に先德明匠記を按ずるに、大師の號に通別あり。一には世尊を稱して曰_ニ大師_一。南本涅槃經二十高貴德王菩薩品_{三十言}、捨離大師如來世尊甘露法味。又密嚴經にも佛を稱_ニ大師_一。これは十號の中の天人師なり。二には非_ニ敕號_一而宗徒尊敬稱_ニ大師_一。例せば山門の光定を別當大師と稱し、又良源を寂光大師と稱するが如く、又聖覺法印曰、吾大師聖人爲_ニ如來使者_一。高祖曰、大師聖人源空等これらは未だ吉水大師號勅許に非ず、弟子尊敬して大師と云なり。吾祖のことを末燈鈔に大師と云も此類なり。爾に吉水大師は元錄十年德川綱吉將軍の御願に依て、創て圓光大師の號を賜ふ。而して後更に惠成、弘覺、慈敬等の加證あり。吾祖の如きは謙讓佗師の比に非ず。何故に大師號などを競望し玉はんや。況自誓人師戒師を停止し給ふをや。狂毛人等が盲說問れ矣。次に口達、源空上人より勸氣を被_レ請身分とは、盲中の大妄。これ亦鎮西末資の誣罔を盜來て云云す。凡_ニ黒谷傳四十八卷の中_一成覺房幸西、法本房行空、覺明房長西の三人は名譽の器なれども、幸西、行空は一念義を立、長西は出雲路の住心上人に依止して諸行本願義を立て、選擇集に背きたる間、聖人の冥慮測り難きに由

て、御弟子の員に不_レ入と三人を擯出せり。吾祖の如きは少も沙汰なし。近世の挫僻打磨編など苦んで懸擯_カなど云旨按を出せども、不_レ足_レ掛_ニ齒牙_一也。勸氣など云こと無稽の盲談。孰か肯_レ之耶。御差留には無_レ之候へども、親鸞聖人と唱候義も遠慮有て可_レ然とは、誠に不_レ願_ニ前後_一の妄談。拍手可_レ笑。已に嘉永元年正月、勸化御免の古案曰、於_ニ親鸞上人門徒者_一、非_ニ諸國橫行類_一等。これは參議有房卿より親鸞上人門弟中へととして賜る。何ぞ上人號を武家より遠慮せよ抔と云理有んや。俗云入らざる御世話なり。其上近くは先帝の御宇、文久元辛酉春三月中旬、吾祖六百回大法會の時、宸翰を染て吾祖の報恩講式歎徳文を敕使を以_テ賜_ニ于吾本山_一。歎徳文曰、夫親鸞聖人者、淨教西方之先達、眞宗末代之明師也等。勅書如_レ是、邪徒何が故に徳川家を誣るや。かゝる譯をも不_レ知_ニ右のごとき口_一達せば違敕の罪人ならずや。豈然らんや。皆狂人ども賊言のみ。老狐、人を化さんと欲して尾を露はす。其愚妄棒腹に堪へたり、吁哀哉。失明の瞽學者焉。向來因に彼れが盲誣を踏破し詠る。想ふに僻儒、僻和學者流、不學無知にして佛教を誹ること、恰も猪の金山を磨くが如く、誹るに従つて佛教の光を増す。勞して功なきのみ。又想ふに此に三十年排佛の煽なること、前代未聞なり。想ふに佛在世に提婆三逆を造り、現身無間に入と云ふ。我が身無間に陥るとも、必ず方に此怨を報いんと。此は是涅槃經の説なり。近來の僻儒、僻和學者共の中心に、提婆が怨魂依託して此排佛を成すか

とも思はる。彼愚妄人ども闇短の識を以、佛教を謗る。定めて無間に入んこと必矣。然れども假令謗法するとも、其罪消して後、必ず其謗法の因に依て、佛法を信ずるに至らんか。堅惠菩薩入大乘論に、因^{リテ}地^{ニルル}倒^ハ者^ハ復^{リテ}因^ニ地^ニ而起^ラと説が如く、不信不謗の一闡提に比すれば千萬の勝縁なるべき乎。請可^ク併^セ考^フ一也。

神敵二宗論辯妄終

昭和五年三月十日印刷
昭和五年三月十五日發行

(非賣品)

本日思想闘諍史料

不許
複製

編纂者 鷺尾順敬

發行者 株式會社 東方書院
代表者 坂戸彌一郎

印刷者 井波康三郎
東京市神田區表神保町十番地

印刷所 西村印刷所
東京市神田區三崎町三丁目六五番地

發行所

東京市上野櫻木町五〇番
電話下谷四二五九番
振替東京六八六一番

株式會社 東方書院

RE 3F
-4

終